

外務省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成14年度外務省政策評価書」における総合評価方式を用いた評価159件のうち、個々の政府開発援助(ODA)に係る評価41件(注)を除く118件(国・地域に係るもの61件及び分野に係るもの57件)

(注) 個々の政府開発援助(ODA)については、本件審査とは別に審査を行うこととする。

2 審査の結果

総合評価は、特定のテーマについて、政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する情報を提供することにより、政策の見直しや改善に資することを主眼として実施されるものである。

外務省の総合評価は、同省の政策分野を幅広く対象としてテーマを設定し、それらのテーマに係る制度等の実施状況を述べることにより、国民への説明責任を果たすことに主眼が置かれているが、政策の見直しや改善を行う視点から実施されたものもみられる。

外務省では、この点に関して、同省の政策については実績評価方式や事業評価方式による評価を行うことが困難なものが多いことから、総合評価方式を基本として実施することとしているものであり、評価対象として特定のテーマを絞り込むのではなく、幅広く同省の政策分野に関する多くのテーマを選択しているものであるとしている。

また、外務省の総合評価の体系をみると、原則として、政策遂行のための個別の手段に係る評価(以下「政策の遂行手段に係る評価」という。)とその上位の政策に係る評価を行うこととしており、それぞれについて評価書(評価シート)が作成されている(注)。

(注) 外務省では、政策の遂行手段に係る評価書を評価シートBと称しているのに対し、その上位の政策に係る評価書を評価シートAと称している。

なお、本審査においては、評価シートAの下に評価シートBが1件しかないものについては、両者を合わせて一つの評価として整理した。

具体的には、政策の遂行手段に係る評価については、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第10条第1項各号に

基づき、政策効果の把握の手法及びその結果や評価結果等がおおむね網羅された評価書（評価シート）となっており、118 件中 98 件がこれに該当する。

また、その上位の政策に係る評価については、基本的には複数の政策の遂行手段に係る評価書（評価シート）を束ねたものであり、評価対象とした個別の政策の遂行手段が当該政策に照らしてどれだけの効果を上げているかを評価する仕組みとなっており、118 件中 20 件がこれに該当する。

なお、これらの総合評価の対象とした政策等については、基本計画期間（平成 14 年度から 16 年度までの 3 年間）内において毎年度繰り返し評価を行うこととしている（政府開発援助に係る対国別援助等の評価については、毎年度新たな評価対象施策を選定し評価を行うこととしている。）

これら 118 件の総合評価についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添政策評価審査表（総合評価関係）及び表 1 参照）。

（１）効果の把握と評価の結果

評価書の作成に当たっては、評価法第 10 条第 1 項において、政策評価の対象とした政策、政策効果の把握の手法及びその結果、政策評価の結果等を記載することとされている。

外務省では、総合評価を行うことにより国民への説明責任を果たすこととしていることもあって、評価書をみると、全般的に政策手段の実績を中心に記述が行われている。そのような中で把握された政策の効果等や評価の結果が必ずしも明確とはなっていないものがみられる。また、把握された政策の効果の中には、世論調査の結果が効果として引用されているが外務省が講じた政策との関係が必ずしも明らかにされていないものや事業参加者に対して実施した対日理解に関するアンケート調査の結果が効果として引用されているがその具体的な内容が示されていないものなどがみられる。

外交政策については、対相手国等の関係で効果の把握が難しいものもあると考えられるが、今後は、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図る観点からも、できる限り政策手段に対応した的確な効果の把握に努めることが望まれる。また、国民への説明責任を果たす観点から、把握された効果の具体のデータ等の根拠を評価書に記述するなど、評価書の記載の充実を一層図っていくことが望まれる（注）。

（注）なお、外務省から評価書が送付された後に同省のホームページにおいて公表された「平成 14 年度外務省政策評価書（概要版）」をみると、評価対象とされたすべてのテーマについて評価書中の評価結果の概要が記述されているほか、それら評価結果の政策への反映方針が記述されている。

（２）学識経験を有する者の知見の活用

評価法第 3 条第 2 項によれば、政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るために、「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図る」ことに

より、行わなければならないとされている。

外務省の基本計画においても、政策評価の実施に当たり、省内では得られない高度の専門性や実践的な知見が必要な場合、あるいは、より高度の客観性や国民各位各層の多様な意見の反映が求められる場合に、必要に応じ学識経験者、民間の研究機関等の省外の評価者の活用を図ることとされている。

評価書をみると、政府開発援助の対国別援助等の政策に係る評価（対スリランカ援助政策、対タイ援助政策及び開発途上国における女性支援の３テーマ）において、外部研究機関等に委託評価調査を行わせている状況がみられる。

また、外務省の基本計画において、政策評価に際し、外部から外交政策・国際問題に高い識見を得るための仕組みとして「外交政策評価パネル」を設置することとされている。同パネルは、平成 14 年 8 月に総合外交政策局に設置されたが、これまで外交政策の立案を中心に活用されている状況にある。このため、大臣官房総務課及び考査政策評価官の下に改めて第三者機関を設置し、政策の評価に関わる専門的な知見を得る仕組みを作るべく、検討中であるとしている。

なお、評価書においては、第三者の意見等として 22 の政策について 42 件の意見が示されており、内訳は次のとおりである（表 2 参照）。

ア	評価に際し有識者等から聴取した意見	17 件
イ	新聞報道記事の引用	13 件
ウ	報告書等の記述の引用	5 件
エ	相手国関係者等の意見	2 件
オ	その他	5 件

これらのうち、評価に際し有識者等から聴取した意見（17 件）については、評価に当たり学識経験を有する者からの知見の活用に当たるものと考えられるが、これを除く 25 件については、直接、政策評価の実施に当たって意見を聴取したものではなく、政策の効果等の把握の一手段と考えられることから、学識経験を有する者の知見の活用とは区分して整理することが望ましい。

このようなことから、今後は、評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために、対相手国との関係などから効果の把握等が難しい面もある外交政策の特性にかんがみ、基本計画の趣旨に沿って学識経験を有する者から意見を聴取するための仕組みを早期に設けることが望まれる。

（全体注）各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

なお、総合評価については、評価の方法が各府省により、また、テーマにより様々であることから、各府省が実施した政策評価の審査活動等を通じ、整理・検討を行っていきたい。

別添

政策評価審査表（総合評価関係）

No	テーマ名	評価の目的 （ねらい）	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 （活動結果と評価等）	評価結果 （今後の課題等）
1	対米外交	我が国が展開する対米外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める。	政治分野での協力の推進 安全保障分野での協力の推進 経済分野での協力の推進 その他の協力の推進 相互理解の増進	米国との政治、安全保障、経済等の分野における協力の推進、相互理解の促進を図り、対日イメージの向上に努めた結果、我が国外交の基軸である日米同盟関係がより強化された。	No 2 から No 6 まで参照
2	政治分野での協力の推進	No. 1 に同じ	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む。）	政治対話 地域情勢に関する協議 国連等における協力 地球規模問題等についての協力	米国との政治対話、地域情勢に関する協議、国連等における協力、地球規模問題等についての協力を実施した結果、米国との政治分野における広範かつ緊密な協力が推進され、同盟国としての相互の信頼関係が一層強化された。平成 14 年 9 月に発表された「米国国家安全保障戦略」においては、日本が、アジアにおける米国の主要な同盟国として、引き続き地域的・世界的な問題に指導的役割を果たすことを米国として期待する旨述べられている。世論調査等によれば両国国民の相互のイメージは極めて良好	今後のさらなる協力の発展のためには、左記の手段のような緊密な連携の継続とあわせ、草の根レベルを含む両国民同士の交流の強化が課題。平成 15 年及び 16 年は日・米交流 150 周年の節目であり、日米の官民の協力によって、各種記念行事・事業の実施を通じた「人対人」の交流の強化を図っていく必要がある。
3	安全保障分野での協力の推進	No. 1 に同じ	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む。）	日米安保体制の信頼性の向上 日米間の安保面での協力強化 在日米軍の円滑な駐留の確保	我が国は、日米安保体制の信頼性の一層の向上のための努力、テロとの闘いに取組む米軍等に対するテロ対策特別措置法に基づく支援や、弾道ミサイル防衛に関する日米共同技術研究の推進等の日米間の安全保障面での協力強化、米軍施設・区域周辺住民等に生じている様々な負担をできる限り軽減し、在日米軍の円滑な駐留を確保する、といった取組を行ってきた。こうした取組を通じて、日米同盟関係がより強化された。	在日米軍の活動に伴う周辺住民の負担については、引き続きその軽減に向けて努力していく必要がある。このために、政策手段に掲げるような諸措置につき、左記の手段にとどまらず、様々な努力が必要
4	経済分野での協力の推進 - 日米経済関係の緊密化に向けた取組 -	No. 1 に同じ	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（我が国の安全	成長のための日米経済パートナーシップの運営 個別通商問題への対処 日米経済関係強化に向けた取組み	これら日米経済パートナーシップの運営にかかる活動、個別の通商問題にかかる活動、日米経済関係強化に向けた活動を通じて、経済・通商問題全般について、日米間の緊密な連携・意思疎通の確保及びその維持・発展を図ることができた。また、民間も含めた日米経済関係について政府としても知見を蓄積することができた。以上により、日米	日米両国の経済規模（世界経済全体との比率では米国が 30%、日本が 14%。合計で世界全体の半分に近い）から考えれば、日米経済が共に持続的・安定的に成長することは、世界経済の成長のためにも必要不可欠である。また、最近は、かつてのような日米関係自体を悪化させる通商「摩

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
			保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む。)		経済関係の強化・深化が図られ、政策立案を充実することができた。	擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後、大きな二国間の係争が表面化する可能性がないとは言えない。 したがって、今後とも引き続き上記のように、日米間の対話の枠組みを多面的に維持・発展させること、世界的なルールの中で個別通商問題の処理に当たること、日本政府・企業間で日米経済関係について率直な議論を行い対米経済政策立案に活かすことは、世界経済全体にとっても、また、日米関係全般の維持・強化のために経済分野における「摩擦」の種を早めに摘み取るとの観点からも、政策的に極めて重要と考えられるので、活動を継続する必要がある。
5	その他（政治、安全保障、経済分野以外）の協力の推進	No. 1 に同じ	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む。)	社会保障協定締結準備 日米捜査共助条約締結準備 司法共助に係る協力 上記いずれにも属しない協力（医学協力等）の推進	社会保障協定締結、捜査共助条約締結準備、司法共助にかかる協力、医学協力等に関して、日米間で活発に活動を実施した結果、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に貢献することができた。	・ 日米社会保障協定については、第3回正式交渉の実施及び最終合意を目指す。 ・ 日米捜査共助条約については、引き続き両国で作業を鋭意行い、交渉の早期の妥結を目指す。 ・ 日米医学協力については、平成15年12月にダッカでの開催が予定されている汎太平洋新興感染症国際会議等で協力を進めていく。
6	相互理解の増進 - 人的交流 -	No. 1 に同じ	幅広い分野での協力の拡充を通じ、我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化に努める（我が国の安全保障の確保、良好な日米経済関係の維持・発展を含む。)	招へい (イ) 対先進国招へい (ロ) 青少年交流 要人・議員その他往来 非政府組織の活動支援	米国との間で招へい（対先進国招へい、青少年交流）、要人・議員その他往来、非政府組織の活動支援等を活発に行った結果、各界での人的交流が活発に行われ、米国との相互理解が増進された。	対先進国招へい計画については、米国人の対日理解のさらなる深化・促進、日米関係の一層の発展のために、引き続き本件招へい計画を継続していく必要がある。 要人・議員その他の往来については、良好な日米同盟関係のさらなる維持・発展のために、活発な要人・議員その他の往来は有意義
7	対中国外交	我が国が展開する対中国外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・	良好な日中関係（平和と発展のための友好協力）を推進する。	政治・安全保障分野における協力の推進 経済分野における協力の推進 その他の協力の推進 各種交流の推進と相互理解の促進 対日イメージの向上	中国との政治・安全保障分野、経済分野、その他の分野における協力を推進するとともに、各種交流の推進と相互理解の促進、対日イメージの向上に努めた。	・ 良好な日中関係の推進（平和と発展のための友好協力）にとって以上の施策を実施したことは効果的であった。 ・ No 8 から No12 まで参照

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。				
8	政治・安全保障分野における協力の推進	No. 7 に同じ	良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)	首脳・閣僚レベルの往来 各種協議(日中外交当局間協議、日中安保対話、九州南西海域不審船事案に関する協議、領事協力の枠組みに関する協議等) 防衛交流の推進	中国との首脳・閣僚レベルの往来、日中外交当局間協議、日中安保対話、九州南西海域不審船事案に関する協議、領事協力の枠組みに関する協議等の各種協議の実施、防衛交流の推進等の施策を実施した結果、中国との間の相互理解・相互信頼が増進され、政治・安全保障分野における協力が推進された。	靖国参拝問題、瀋陽総領事館事件の発生等にもかかわらず、日中指導者及び当局者の間で間断なき対話を実施。個別問題の解決をもたらした。政治・安全保障面での日中間の対話を深めていくことの重要性にかんがみ、各種協議において、国際情勢を含む一層幅広い事項について意見交換を行うように努めていくことが必要
9	経済分野における協力の推進	No. 7 に同じ	良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)	中国経済の情勢分析 日中経済関係の適切な処理 各種協定の効果的な実施 トキ保護のための協力	中国経済の情勢分析を踏まえ、日中経済パートナーシップ協議を創設し、日中間の貿易・投資に関する紛争等の早期発見・未然防止という観点から意見交換を行う等、日中経済関係を適切に処理したほか、各種協定に基づく協議の効果的な実施、トキ保護のための協力等の施策を実施した結果、経済分野における協力が推進された。	中国の経済発展を「脅威」としてとらえるのではなく、我が国にとって「好機」「挑戦」ととらえ、日中間の経済関係を双方にメリットのある形でさらに発展させていくことが重要 日中経済パートナーシップ協議等をはじめとする各種対話を積極的に推進しつつ問題の早期発見及び未然防止に努める必要がある。
10	その他(政治・安全保障、経済分野以外)の協力の推進	No. 7 に同じ	良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)	取締機関の意思疎通・協力強化 (日中治安当局間協議、集団密航・不法入国者問題への対応) 過去の戦争に係る諸問題の処理 (中国遺棄化学兵器処理事業、中国残留邦人等関係業務への支援)	日中治安当局間協議等を通じた両国関係当局間の協力強化により、集団密航・不法入国者取締り等にかかる意思疎通を強化したほか、中国遺棄化学兵器、中国残留邦人等関係業務への支援等、過去の戦争に係る問題についても、日中協力を順調に進めた結果、政治・安全保障、経済以外の分野における協力が推進された。	日中間の経済関係の深化や人的往來の活発化に伴い、今後とも、不法入国者、在日中国人犯罪等の問題は継続していくものと思われ、日頃から、取締機関の意思疎通・協力強化に努めていくことが極めて重要 過去の問題については、中国遺棄化学兵器処理事業のように日中両国の共同作業として前向きに取り組んでいる例もあり、今後とも、こうした積極面を強化していくことが極めて重要
11	各種交流の推進と相互理解の促進	No. 7 に同じ	良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)	「日本年」「中国年」(日中国交正常化 30 周年記念事業の推進) 各種招へい(青年招へい、中堅指導者招へい、オピニオンリーダー招へい、改革・開放支援招へい等) 青少年交流 日中知的交流支援事業 日中友好 21 世紀委員会	両国国民から多くの参加を得つつ、日中国交正常化 30 周年に係る記念事業(平成 14 年「日本年」「中国年」)を実施(中国からの 5000 人訪日団、日本からの 1 万 3000 人訪中団等)したほか、各種招へい、青少年交流、日中交流知的支援事業、日中友好 21 世紀委員会準備会合等の施策を実施した結果、各種交流が推進され、日中間の相互理解が促進された。	中国では、日本の現状に対する理解が今なお不足しており、引き続き、より多くの中国人を招へいし、我が国の実状を直接見聞してもらうことは、客観的な対日観の形成・知日派の育成の上で、極めて重要
12	対日イメージの向上	No. 7 に同じ	良好な日中関係の推進(平和と発展のための友好協力)	情報発信、広報の強化 日本文化紹介事業の強化	本省及び在外公館の情報発信・広報及び日本文化紹介事業の強化等を実施した結果、中国における対日イメージ向上に対して一定の役割を果たすことができた。	将来を担う中国若年層の日本に対する関心を一層高める必要があり、幅広いジャンルにわたる日本文化紹介は知日派・親日派の形成に効果的である。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
13	対韓国外交	我が国が展開する対韓国外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	未来志向の日韓関係の推進	間断なき対話と友好協力関係の増進 国際社会の平和と安全のための日韓協力 経済分野における協力の推進 グローバルな問題に関する協力の強化 過去に起因する問題への対応 領土問題への対応	サッカーW杯の際の両国首脳の往来、平成15年2月の小泉総理の盧武鉉韓国大統領就任式出席と日韓首脳会談を始め、平成14年度も日韓間の要人往来が活発になされた。W杯の日韓共催が行われた平成14年は日韓国民交流年でもあり、日韓間の民間交流も活性化した。経済分野においても、WTOにおける協力、日韓ハイレベル経済協議、自由貿易協定(FTA)に関する産官学研究等、両国の協力が推進された。また、日韓逃亡犯罪人引き渡し条約の締結や薬物問題対策に関する協力等グローバルな問題に関する協力の強化もみられた。	- これらの外交施策、外交努力を通じて平成14年度は未来志向の日韓関係がより一層推進されたと評価できる。 - No14 からNo19 まで参照
14	間断なき対話と友好協力関係の増進	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	要人往来 日韓閣僚懇談会 日韓議員交流 日韓外交官交流 各種招へい事業 W杯及び日韓国民交流年における交流事業の推進 恒久的査証免除へ向けた協議継続	韓国との要人往来、日韓議員交流、各種招へい事業、W杯及び日韓国民交流年における交流事業の推進、恒久的査証免除へ向けた協議の継続を図り、日韓友好協力関係が増進された。	韓国新政権と引き続き良好な日韓関係を構築し、北朝鮮問題に対しては引き続き日韓米の連携を強化していくことが必要である。
15	国際社会の平和と安全のための日韓協力	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	日韓安保対話、防衛交流の促進 多国間の地域安全保障対話における協力 東ティモールPKOにおける協力 対北朝鮮政策に関する日韓米の政策協調 南北関係の改善のための協力	日韓二国間では、平成10年の「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ宣言」に基づき引き続き防衛交流を促進するとともに、地域安全保障対話における協力や東ティモールにおけるPKO協力等、様々な交流・協力を通じて相互理解を深め、両国の友好関係をより強固なものとし得た。また、北朝鮮を巡っても、北朝鮮に関する日韓米三国調整グループ(TCGO)を始め、日米韓での緊密な連携がなされた。	今後も、引き続き日韓間の防衛交流の促進を図ると共に、多国間の地域安全保障対話における協力を図っていく方針である。
16	経済分野における協力の推進	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	WTOにおける協力 日韓ハイレベル経済協議 日韓投資促進 日韓漁業関係の調整 日韓産業技術協力 相互承認についての協力 FTAに関する産官学研究 社会保障分野における協力 両国経済人の相互交流 日韓間の航空輸送力の強化	韓国との間で、WTOにおける協力、日韓ハイレベル経済協議、日韓投資促進、日韓漁業関係の調整、日韓産業技術協力、相互承認についての協力、FTAに関する産官学研究、社会補償分野における協力、両国経済人の相互交流、日韓間の航空輸送力の強化といった事業を実施した結果、日韓投資協定の発効、日韓社会保障協定の交渉開始、日韓FTAに関する研究、日韓相互承認の可能性検討のための専門家会合等日韓経済関係のルールづくりが進展し、産業技術協力や経済人の相互交流等産業界の交流が進展する等、日韓間の経済分野における協力は推進された。	韓国との経済分野における協力を推進するため、引き続き、WTOにおける協力、日韓ハイレベル経済協議、日韓漁業関係の調整、日韓産業技術協力、相互承認についての協力、FTA(自由貿易協定)に関する産官学研究、社会保障分野における協力、両国経済人の相互交流といった事業を継続する。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
17	グローバルな問題に関する協力の強化	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	環境分野における協力 日韓逃亡犯罪人引き渡し条約の締結 国際組織犯罪への対処	平成 14 年 6 月、「犯罪人引き渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約」が発効、平成 15 年 3 月、ソウルにおいて第 17 回麻薬・覚醒剤関係日韓連絡会議が開催等、国境を越えた犯罪に対してより一層緊密な協力がなされた。	—
18	過去に起因する問題への対応	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	在日韓国人の法的地位の問題 (地方参政権問題等)への対応 在サハリン「韓国人」問題への対応 各種訴訟の対応	在日韓国人の法的地位の問題(地方参政権問題等)、在サハリン「韓国人」問題、外務省がかかわる各種訴訟について韓国側、関係省庁及び関係機関と連携しつつ協力した結果、過去に起因する問題に対して誠実に対応できた。	在サハリン韓国人については未来志向の日韓関係の推進に寄与すべく今後とも可能な支援を継続していく。
19	領土問題(竹島問題についての我が国の正当性の主張)	No.13 に同じ	未来志向の日韓関係の推進	竹島を巡る問題についての関連資料整備	竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国の領土であるというのが我が国の一貫した立場であり、このような立場に基づき、韓国側にあらゆる機会をとらえて我が方の立場を申し入れる等、粘り強い外交努力を継続している。	今後も、問題解決のために、冷静に、かつ粘り強く外交努力を続けていく考え。
20	対北朝鮮政策	我が国が展開する対北朝鮮外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	日朝関係の推進を図っていく。	日朝国交正常化交渉 日朝間の諸懸案の解決 人道問題への対応 各国との連携・調整 K E D O (朝鮮半島エネルギー開発機構)	平成 14 年 9 月 17 日、小泉総理が平壤を訪問し、日朝首脳会談が行われ日朝平壤宣言に署名し、それに基づき 10 月 29 日から 30 日の間には、日朝国交正常化交渉第 12 回本会談が開催されるなど、平成 14 年秋には日朝関係の一定の進展がみられた。特に拉致問題では、金正日国防委員長が拉致を認め、10 月には 5 人の被害者が帰国するなどの進展がみられたものの、事実解明や 5 名の被害者家族の帰国問題等、未解決の問題が残されている。また、北朝鮮の核関連施設の凍結解除、核拡散防止条約(NPT)脱退表明、黒鉛減速実験炉の再稼働等、北朝鮮の核兵器開発問題に対し我が国は、米国や韓国をはじめ関係国や関係国際機関と緊密に連携しながら、問題の平和的解決のため努力を重ねてきた。	- 今後も北朝鮮に対し、問題の平和的解決に向け前向きな対応をするよう、関係国や関係国際機関と緊密に連携しつつ粘り強く働きかけていく考え。 №21 から№25 まで参照
21	日朝国交正常化	No.20 に同じ	日朝関係の推進及び対北朝鮮政策における各国との連携・協調	日朝国交正常化交渉の準備・開催・フォローアップ 北朝鮮政府との非公式協議	日朝国交正常化交渉第 12 回本会談において、日本側は、拉致問題、核問題を始めとする安全保障上の問題を最優先課題として臨み、協議においては、これらの問題について特に時間をかけて議論を行った。北朝鮮側は、国交正常化交渉においては、正常化それ自体及び経済協力が中核的問題であるとしつつも、日朝平壤宣言に従い、懸案問題について解決する必要があるという点については意見の一致があった。	日朝国交正常化交渉については、北朝鮮側は拉致問題および核問題を始めとする安全保障上の問題を巡って問題が複雑になっている状況下で、これらを行う雰囲気は整っていないとしており、これらの協議の実施は困難な状況にある。ただし、日朝間では、日朝平壤宣言にしたがって国交正常化交渉を進め、その中で諸懸案の解決を図っていく点では一致しており、我が国としては、引き続き、北朝鮮側に対し、諸懸案の解決のため、米韓をはじめとする関係国や関係国際機関とも緊密に協力しつつ、前向きな対応を粘り強く求めていく考えである。
22	日朝間の諸懸案の解決	No.20 に同じ	日朝関係の推進及び対北朝鮮政策	拉致問題の解決 北朝鮮の核兵器開発問題の解	北朝鮮を巡る諸問題に関して以下のような動きが見られた。拉致問題に関しては、日朝首脳会談において、金正日	我が国としては、日朝平壤宣言に基づき、拉致問題や安全保障上の問題を解決し、国交正常化を

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
			における各国との連携・協調	決 ミサイル問題の解決 「過去の清算」の問題の解決	国防委員長が拉致を認め、平成 14 年 10 月には、拉致被害者 5 名が帰国したが、その被害者の家族の帰国は実現しておらず、またその他の拉致被害者の全容を北朝鮮側は明らかにしていない。北朝鮮の核器兵開発問題に関しては、問題の平和的解決を求める国際社会の一致した要求にもかかわらず、北朝鮮は前向きな対応をとっていない。ミサイル問題に関しては、日朝平壤宣言において、北朝鮮はミサイル発射のモラトリアムを平成 15 年以降もさらに延長していく意向を表明した。以上のように、これらの諸問題は依然解決に至っておらず、我が国としては、今後とも問題の平和的解決を、北朝鮮に対し粘り強く働きかけていく考えである。	実現していくとの方針に変更はなく、今後とも諸問題の平和的解決を、北朝鮮に対し粘り強く働きかけていく考え。
23	人道問題への対応	No.20 に同じ	日朝関係の推進及び対北朝鮮政策における各国との連携・協調	日朝赤十字会談の開催 日本人配偶者の故郷訪問 在北朝鮮被爆者の援護問題 食糧支援	日朝赤十字会談を開催するとともに、同会談上、日本人配偶者の故郷訪問事業の再開について合意するとともに、在北朝鮮被爆者支援についても取り上げた。また、在北朝鮮被爆者支援については、日朝局長級協議においても取り上げた。ただし、北朝鮮の人道問題については、日朝関係全般の中で判断すべきであるとともに、現在進行中の案件であるところ、現時点で具体的な評価を行うことは困難である。	北朝鮮を巡っては、拉致問題をはじめとする人道上の問題や、核・ミサイル問題等の安全保障上の問題といった難しい問題が存在しており、北朝鮮に関する人道問題についても、日朝関係全般の中で検討すべきであり、今後も、人道上の考慮に加え、種々の要素を総合的に勘案して検討していく必要がある（ただし、これらは現在進行中の案件であるため、現時点で具体的な評価を行うことは困難である。）。)
24	各国との連携・調整（TCOG）	No.20 に同じ	日朝関係の推進及び対北朝鮮政策における各国との連携・協調	北朝鮮問題に関する日米韓三国調整グループ（TCOG）	北朝鮮に関する日韓米三国調整グループ（TCOG）は平成 14 年度には 5 回開催され、北朝鮮政策における日米韓三か国の連携の重要性を確認し、強化してきた。	我が国としては、今後とも関係国や関係国際機関と緊密に連携し、北朝鮮に対して前向きな対応を求めていく考えである。
25	KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）	No.20 に同じ	日朝関係の推進及び対北朝鮮政策における各国との連携・協調	朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）事務局との調整 理事会メンバーとの連携・調整 国内官庁等との調整	平成 14 年 10 月、北朝鮮によるウラン濃縮プログラムが明らかとなったが、KEDO事務局や理事会メンバー（日、米、韓、EU）との連携・調整を精力的に行った結果、同年 11 月の KEDO 理事会声明においては、特に重油供給について 12 月より停止することが確認された。平成 15 年 1 月、北朝鮮は NPT の脱退を表明する等一連の措置をとっているが、理事会メンバーは、情勢を注視するとともに緊密に連携をとってきている。	KEDO の今後の対応については、北朝鮮の核問題を巡る事態がさらに悪化した場合の対応策を含め、引き続き理事会メンバーと緊密に連携していく。
26	対露外交	我が国が展開する対露外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立	日露関係の幅広い進展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	平和条約締結問題への取組 経済分野における協力の推進 国際舞台における協力の推進 政治対話の積極的な実施 相互理解の増進（人的交流・文化交流）	真に安定的な日露関係を構築することは日露両国の利益にかなうのみならず、北東アジア地域の平和と安定に寄与するものであるとの認識の下、幅広い分野で日露関係を全体として前進させるべく実績が積み重ねられた。特に平成 15 年 1 月の小泉総理の公式訪露の際には、「日露行動計画」を採択し、今後 6 つの柱を中心として日露関係を幅広く進展させていくことが合意された。	・ 今後は、幅広い分野で日露関係を進展させていく中で、それぞれの分野が互いに肯定的な相互作用を及ぼし合う中で、北方領土問題についても前進を図っていくことが重要である。 ・ №27 から №31 まで参照

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。				
27	平和条約締結問題への取組(条約交渉、北方領土問題解決に向けた環境整備)	No.26 に同じ	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	平和条約締結問題日露合同委員会、次官級協議(国境画定委員会、共同経済活動委員会) 四島交流・自由訪問・墓参 世論啓発事業 北方四島住民支援	日露首脳会談(2回) 日露外相会談(5回) 日露次官級協議(1回)の開催等を通じて、精力的な平和条約交渉が行われ、交渉の進展を目指して粘り強い努力が続けられた。同時に、平和条約締結問題に関する世論啓発、四島交流(訪問14回計662人、受入8回計349人)・自由訪問(4回計186人)・墓参(3回計122人)が実施され、平和条約締結問題の解決に向けた環境整備が進められた。	「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
28	経済分野における協力の推進	No.26 に同じ	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	貿易経済政府間委員会 科学技術委員会 環境委員会 漁業交渉 密漁対策 エネルギー分野の協力 航空 対露支援	日露貿易経済政府間委員会の第6回会合が行われたことを始めとし幅広い分野において政府間協力の枠組みが活発に機能しており、同時にエネルギー分野、貿易投資促進等の分野において新たな協力の具体化に向けた作業も進展した。全体として経済分野での日露協力が大きく進展した。支援委員会の廃止後の日本センター事業の継続等、対露支援の新スキームへの移行作業が大きく進展した。	「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
29	国際舞台における協力の推進	No.26 に同じ	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	国際問題や地域情勢に関する協議	北朝鮮、イラクといった喫緊の問題について、首脳・外相レベルも含め、種々の機会に協議が行われたほか、事務レベルでもテロ問題、地域情勢等につき4回の協議が行われた。	「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
30	政治対話の積極的な実施	No.26 に同じ	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	首脳会談 外相会談 事務レベル協議	首脳レベル3回、外相レベル5回と、あらゆる機会をとらえて会談が行われた。特に平成15年1月には小泉総理の公式訪露が行われ、日露関係のこれまでの成果をとりまとめ、今後の協力の方向性を示す「日露行動計画」が採択された。	「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
31	相互理解の増進(人的交流・文化交流)	No.26 に同じ	幅広い分野での日露関係の発展に努めるとともに、北方領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図る。	招へい(オビニオンリーダー、対先進国、議員) 大型文化事業 草の根交流事業	平成14年度は8件の招へい事業が実施され、ロシア側要人の我が国への理解を深めるのに役立った。また、平成15年度に「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」を実施することにつき日露首脳レベルで合意した。	- 招へい 全体的な招へい費用が減少傾向にある中、今後の日露関係の進展に寄与すると考えられる有力者を見極めた上で、より効率的に招へい事業を実施していくことが必要と考えられる。 - 大型文化行事 今後は「フェスティバル」の一環として実施される個別の事業の成功に向け、日本側関係団体及びロシア側カウンターパートとの連絡をさ

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
						らに密にしていく必要がある。 ・ 草の根交流事業 モスクワとサンクトペテルブルグ、極東3公館等、近隣公館との連携を図ることで、ロシア5公館の間で限られた予算を効果的に活用し、地方レベルにおける文化交流のより一層の拡大を図っていく。 ・ 「日露行動計画」をいかにして具体化していくかが課題である。
32	対ASEAN外交	我が国が展開する対ASEAN外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点から参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	東アジアにおける各種地域協力の強化	日・ASEAN間の地域協力（小泉総理の「5つの構想」の推進等） ASEAN+3の枠組みを通じた地域協力 日中韓の枠組みを通じた地域協力 地域国際機関を通じた地域協力	日・ASEAN間の地域協力、ASEAN+3の枠組みを通じた地域協力、日中韓の枠組みを通じた地域協力及び地域国際機関を通じた地域協力の実施により、東アジアにおける各種地域協力の強化を実現した。	No33 からNo36 まで参照
33	日・ASEAN間の地域協力（小泉総理の「5つの構想」の推進等）	No.32 に同じ	東アジアにおける各種地域協力の強化	小泉総理の「5つの構想」の具体化 日・ASEAN総合交流基金への拠出及び事業の提案・実施 日・ASEAN学術交流基金への拠出及び事業の提案・実施 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター(国際機関日本アセアンセンター)の事業及び運営に対する支援	小泉総理の「5つの構想」の具体化、日・ASEAN総合交流基金への拠出及び事業の提案・実施、日・ASEAN学術交流基金への拠出及び事業の提案・実施、東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター（国際機関日本アセアンセンター）の事業及び運営に対する支援を通じて、東アジアにおける各種地域協力の強化を推進することができた。	—
34	ASEAN+3の枠組みを通じた地域協力	No.32 に同じ	東アジアにおける各種地域協力の強化	ASEAN+3の枠組みでの各種会合（首脳会議、外相会議、財務大臣会議、経済閣僚会議等） 「東アジア・スタディ・グループ(EASG)」(政府関係者により構成される地域協力研究のための集まり)のASEAN+3首脳会議に報告書を提出 ASEAN+3通貨協力(「チェンマイ・イニシアティブ」)の側面支援を通じて、東アジアにおける各種地域協力の強化を達成できた。	ASEAN+3の枠組みでの各種会合（首脳会議、外相会議、財務大臣会議、経済閣僚会議等） 「東アジア・スタディ・グループ」(政府関係者により構成される地域協力研究のための集まり。平成14年11月のASEAN+3首脳会議に報告書を提出) ASEAN+3通貨協力(「チェンマイ・イニシアティブ」)の側面支援を通じて、東アジアにおける各種地域協力の強化を達成できた。	—

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
				エンマイ・イニシアティブ」)の側面支援		
35	日中韓の枠組みを通じた地域協力	No.32 に同じ	東アジアにおける各種地域協力の強化	日中韓首脳会合 日中韓の枠組みでの閣僚会合(外相、財務大臣及び経済閣僚) 日中韓国民交流年の実施 日中韓経済協力共同研究の側面支援	日中韓首脳会合、日中韓の枠組みでの閣僚会合(外相、財務大臣及び経済閣僚) 日中韓国民交流年の実施 日中韓経済協力共同研究の側面支援を東アジアにおける各種地域協力の強化を達成できた。	日中韓ヤングリーダーズプログラムをはじめとする日中韓国民交流年の諸施策、首脳会議に提出した日中韓経済協力共同研究等の施策により、日中韓3国間協力は一段高いステージに昇華したといえる。
36	地域国際機関を通じた地域協力	No.32 に同じ。	東アジアにおける各種地域協力の強化	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP) アジア太平洋開発センター(A P D C)	国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、アジア太平洋開発センター(A P D C)への取組を通じ東アジアにおける各種地域協力の強化を達成できた。	—
37	対EU外交	我が国が展開する対EU外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面で一層の関係強化に努める。	「日欧協力の10年」の実施 政治対話の着実な実施 各種協議・協力の推進 相互理解の増進	「日欧協力の10年」の実施、政治対話の着実な実施、各種協議・協力の推進、相互理解の増進に努めた結果、EUとの間で政治面での一層の関係強化が達成された。	- これらの施策は、統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUとの間で、政治面での一層の関係強化を図る上で効果的であった。 - No37 からNo41 まで参照
38	「日欧協力の10年」(平成13年から10年間)の実施	No.37 に同じ	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUを中心とする欧州諸国との間で、幅広い関係強化に努めること。	「日・EU協力に関する行動計画」の実施	「日欧協力の10年」を具体化すべく、「日・EU協力のための行動計画」が着実に実施された。具体的には「日・EU交流促進シンポジウム」や日・EC科学技術協力協定に係る協議等を実施したほか、日・EU定期首脳協議やフォローアップのための運営グループ会合で同計画の実施状況を確認した。他方、「日欧協力の10年」の認知度を高めるためには、より広がりのある取組が必要である。	我が国としては「日欧協力の10年」を具体化するため、EUとの間で引き続き行動計画を着実に実施し、その実施状況を随時フォローアップする。その際に、関係省庁、民間の協力を得つつ、より広がりのある取組となるように努める。
39	政治対話の着実な実施	No.37 に同じ	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつあるEUを中心とする欧州諸国との間で、幅広い関係強化に努めること。	日・EU定期首脳協議 日・EUトロイカ外相協議 日・EUトロイカ政務局長協議 日・EU議員会議の側面支援	第11回日・EU定期首脳協議、川口大臣とソラナ共通外交安全保障政策上級代表及びバットン対外関係担当欧州委員との会談(電話会談を含む。) 第23回日・EU議員会議(政府は側面支援)により、政府レベルと議員レベルの双方において着実に政治対話が進展した。	日・EU間の政治対話は深まりつつあるが、米国やアジアの近隣諸国等との関係と比較すると依然として発展させる余地はある。今後も今回の手段を活用するなどして関係強化に努め、具体的な協力を一層推進していく必要がある。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
40	各種協議・協力の推進	No.37 に同じ	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつある EU を中心とする欧州諸国との間で、幅広い関係強化に努めること。	日・EU トロイカ政策担当者協議 在京ベースの日・EU トロイカ協議	日・EU トロイカ政策担当者協議や在京ベースの日・EU トロイカ協議等各種協議が実施され、日・EU 間の協力が推進された。	本件協議は、国際社会の諸問題について、日・EU の実務担当者レベルで情報・意見の交換を行うもの。EU は経済面のみならず政治面でも統合を進めており、各加盟国を越えた外交主体として存在感を増している。こうした理由から、EU との間で政治対話を一層強化していくことが、日・EU 協議の推進も含め、我が国が効果的に外交政策を推進していく上で必要
41	相互理解の増進（人的交流・文化交流）	No.37 に同じ	統合の深化と拡大を進め、国際場裡で重要性を増しつつある EU を中心とする欧州諸国との間で、幅広い関係強化に努めること。	招へい（対先進国招へい他） 日・EU シンポジウム（ワークショップ）	対先進国招へいや日・EU 交流促進シンポジウムの実施により、人的・文化的交流が図られ、相互理解が増進された。	日・EU 双方で様々な活動を紹介し合い、共に現状を認識し、さらなる進展を議論する場を設けることが必要。また、EU 関係者の対日理解を深めさせることにより、EU の政策に我が国の立場を反映させる努力を継続することが必要。そのために引き続き今回の手段を実施していく。
42	中東和平問題	我が国が展開する対中東外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	我が国の中東政策における国際的な発言力の強化及び中東地域の経済的発展と安定を実現する。	中東における公正、永続的かつ包括的和平の実現に向けての我が国の取組を目に見える形で内外に示す。 当事者に対する働きかけ（要人往来） 和平努力に対する我が国の支援姿勢の対外 P R 関係国との活発な協議の実施 対パレスチナ・周辺国経済支援の継続	川口大臣を始めとする我が国要人による中東和平関係国への訪問を実現し、中東和平プロセスの進展に向けた積極的な働きかけと協議を実施。特に、平成 14 年 7 月に設立されたパレスチナ改革タスク・フォースにはメンバー国として参加して積極的に P A（パレスチナ暫定自治政府）改革支援を行ってきている。こうした支援努力については、パレスチナ側、他のドナー諸国から高い評価を受けている。また、各種談話の発出や外務省 H P 等を通じた対外 P R を行っており、中東和平に関して高まる内外の関心にこたえるべく努力している。以上を通じて、我が国の中東政策における国際的な発言力の強化及び中東地域の経済的発展と安定に寄与した。	・ 中東和平当事国よりは、中東和平プロセスに我が国が関与することを歓迎する旨の発言がなされており、今後とも密接な意見交換を行っていくことにつき賛意が得られている。 ・ №43 から №47 まで参照
43	中東における公正、永続的かつ包括的和平の実現に向けての我が国の取組を目に見える形で内外に示す	No.42 に同じ	中東地域の経済的発展と安定化及び我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	要人の中東訪問・訪日、談話 内外プレス等を通じた広報 米、EU 等関係国との協議等を通じた政策協調 パレスチナ支援調整会議への出席	要人の中東訪問・訪日、談話、内外プレス等を通じた広報、米、EU 等関係国との協議を通じた政策協調、パレスチナ支援調整会議（A H L C）のほか、国連兵力引き離し監視隊（U N D O F）への参加、イスラエル・パレスチナ間人物交流の再活性化等の施策を通じ、中東地域の安定化と中東和平当事者及び関係国に対して中東政策における我が国の発言力を高めることに貢献した。	中東和平プロセスが停滞する中、日本としても中東和平の進展に向けて一層の努力が求められている。また、このような状況下にあって、日本としてどのようなメッセージをどのような形で示すことが中東和平の実現と国際社会における発言力強化を図る上で効果的か検討する必要がある。
44	当事者に対する働きかけ（要人往来）	No.42 に同じ	中東地域の経済的発展と安定化及び我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	総理・外相その他あらゆるレベルの要人の中東訪問及び訪日	川口大臣の中東地域訪問、中東和平関係要人の訪日、有馬中東和平問題担当特使の中東地域訪問の施策を通じ、中東和平当事者及び関係国に対して中東政策における我が国の発言力を高めることに努めた。	欧米諸国に比した場合の中東地域との地理的遠隔性をいかにして克服し、要人往来をさらに活発化することができるか、要人往来について、国内手続き上の要請からくる計画性と情勢変化に応じた機動性をいかに調和させるかを検討する必要がある

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
						ある。
45	和平努力に対する我が国の支援姿勢の対外PR	No.42に同じ	中東地域の経済的発展と安定化及び我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	談話、内外プレス等を通じた我が国の立場の積極的広報	川口大臣による新聞への寄稿、外務大臣談話及び外務報道官談話の発出、政策広報(外国プレス対策)、外務省HPの更新によって、中東和平に関して高まる内外の関心に応えるべく努力した。	中東和平プロセスがなかなか進展を見せない中で、いかなるメッセージをどのタイミングで発出することが、日本の中東和平政策の対外PRを行う上で効果的であるのか、とくに中東地域のプレスに対していかに効率的に広報を行うかを検討する必要がある。
46	関係国との活発な協議の実施	No.42に同じ	中東地域の経済的発展と安定化及び我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	関係国要人との各種会談を通じた政策協調 パレスチナ支援調整会議への出席	中東和平関係国要人との各種会談を通じた政策協調、パレスチナ支援調整会議(AHLC)への出席、その他日・パレスチナ閣僚級政治協議、合同委員会の開催等の施策を通じ、中東地域の安定化と中東和平当事者及び関係国に対して中東政策における我が国の発言力を高めるため努力した。	いかにして中東和平関係国要人とのハイレベルの協議を実現していくか。
47	対パレスチナ・周辺国経済支援の継続	No.42に同じ	中東地域の経済的発展と安定化及び我が国の中東政策における国際的な発言力の強化	パレスチナ支援調整会議への出席 パレスチナ暫定自治政府(PA)改革支援タスク・フォースへの積極的な参加 二国間経済協力の実施	AHLCへの出席、PA改革タスク・フォースへの積極的な参加、二国間経済協力の実施、その他要人往来等の施策を通じ、中東地域の経済的発展と安定化及び関係国に対して中東政策における我が国の発言力を高めるため努力した。	現地の治安情勢悪化により、邦人の派遣を伴うインフラ整備の支援プロジェクトの実施が困難。また、国際機関を通じた支援もプロジェクトの遅延、中断等の問題が生じている。一方で2年半にもわたる衝突でパレスチナ自治区の支援ニーズは高まっており、係る治安状況下においても高いプロジェクト実施能力をもった国際機関、NGO、地方自治体等を通じた支援を行っていくことについても検討することが適当
48	対アフガニスタン外交	我が国が展開する対アフガニスタン外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点を参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系的適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を果たす。	アフガニスタンにおける平和と安定を実現する。	緊密な協議の実施を通じた二国間関係の強化 和平・復興支援の実施 アフガニスタン周辺国を含む関係国・国際機関との緊密な協議・協力 相互理解の増進	我が国とアフガニスタンとの要人往来は活発化し、平成15年2月にはカルザイ大統領が訪日するなど二国間関係は強化されている。また、我が国は、アフガニスタンの復旧・復興のため、これまでに約3億8000万ドルの支援を実施し、復興に向けた効果が現れているが、本格的な効果の発現には継続的な支援とそのための更なる時間が必要である。また、これらの支援を行うに当たっては、我が国が単独で行うのではなく、国際機関、NGOや、関係各国との連携を行っており、支援の迅速化・効率化に努めている。国内外で積極的な広報に努めた結果、相互理解は深まりつつある。	- 各施策を実施したことは、アフガニスタンの平和と安定の実現にとって、効果的であった。 - No48 からNo52 まで参照
49	緊密な協議の実施を通じた二国間関係の強化	No.48に同じ	アフガニスタンにおける平和と安定の実現	要人往来 二国間協議 国連等、国際場裡における緊密な連絡	平成14年度は、活発な要人往来及び右機会を活用した協議が行われた。また、14年7月にはカブールでJICA駐在員事務所が開所し、12月には在京アフガニスタン大使館が5年ぶりに再開する等、両国ともに関係強化へ向けた体制整備が進められた。以上の取組の結果、日・アフガニスタン二国間関係は、かつてないほど強化・緊密化している。	アフガニスタンを再びテロの温床とせず、我が国の平和と繁栄に直結しているこの地域の平和と安定を得るためにもアフガニスタンの平和と安定が重要。我が国とアフガニスタンとの二国間関係を強化し、アフガニスタンを支援していくことは、この目的を達成する上で必要な施策

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
50	和平・復興支援 の実施	No.48 に同じ	アフガニスタン における平和と安 定の実現	執行グループ(I G) 会合の 開催 復興運営グループ(A R S G) 会合の開催 アフガニスタン支援グループ (A S G) 会合の開催 迅速な支援の実施 人的貢献 N G O との連携・協力	アフガニスタンへの迅速で効果的な支援が実施できた。 こうした和平・復興支援は、アフガニスタンにおける平和 と安定に寄与したと評価できる。本格的な成果の発現には 継続的な支援とさらなる時間が必要である。道路建設、武 装解除、動員解除及び元兵士の社会復帰(D D R)、教育、 保健・医療分野等における我が国の支援に対しては、カル ザイ大統領をはじめとするアフガニスタン側より種々の機 会に謝意が表明されている。これは、我が国の支援がアフ ガニスタン復興にとり有効であると、アフガニスタン政府 が認識していることの現れである。	現在の移行政権の基盤は脆弱であり、地方軍閥 が割拠している現状では、和平・復興プロセスの 行方は予断を許さない。アフガニスタンの平和と 安定を確保するためには、これまでの支援は必要 であったし、今後も積極的な支援を継続していく 必要がある。
51	アフガニスタ ン周辺国を含 む関係国・国際 機関との緊密 な協議・協力	No.48 に同じ	アフガニスタン における平和と安 定の実現	二国間協議・協力 多国間協議(G 8、国連におけ る協議等・協力)	米国・サウジアラビアとの3 か国共同プロジェクトであ るカブール・カンダハル間の幹線道路整備、日英共同セミ ナーの実施、独との間での警察再建にかかる協議、テロ対 策特別措置法に基づく米英等の艦船への給油活動等、積極 的な二国間協議・協力を実施。また、G 8 外相声明の発出、 G 8 治安会合の開催等、G 8 間の協力、行政経費支援にお ける復興運営グループ会合(A R S G) 間の協力等、多国 間協議・協力を実施した。	アフガニスタンの平和と安定を達成するには、 アフガニスタン国民自身による主体的な努力に 加え、国際社会の努力が結集されることが重要。 平成 14 年 1 月に東京会議を主催し、復興運営グ ループ(A R S G) 共同議長国である我が国とし て、今後とも種々の協議を通じ、アフガニスタン 人自身による国造りを支援する国際社会の努力 を結集していく必要がある。
52	相互理解の増 進	No.48 に同じ	アフガニスタン における平和と安 定の実現	世論啓発(内外プレス等を通じ た我が国の努力及び立場の積極 広報) 文化事業 招へい	外務省 H P の活用、パンフレット作成、累次講演の実施 等を通じた積極的な世論啓発、文化事業、大統領、外相等 の招へいを通じ、両国の相互理解は深まりつつある。今後 とも継続的な取組が重要である。	両国の相互理解の増進は、国民の幅広い支持に 支えられた二国間関係の強化に不可欠であり、今 後とも積極的な施策を推進する必要がある。また、 それぞれの施策が永続的に効果を発揮するわけでは ないため、継続的な取り組みが重要である。
53	アフリカ開発支援	我が国が展開するア フリカ開発支援政策に おける政策目的と政策 手段を整理し、必要性、 有効性、効率性の観点 を参照しつつ、それら 目的と手段からなる政 策の体系の適切性、妥 当性を評価する。この 評価によって、外交政 策の立案・決定、実施 過程の透明性を高め、 また、我が国国民に対 する外務省の説明責任 を果たす。	アフリカ諸国の オーナーシップと 日本のパートナー シップに基づくア フリカ開発を実現 する。	アフリカのオーナーシップ発 揮に対する協力 アフリカの貧困削減とそのた めの成長に対する協力 日アフリカ間民間交流の強化 と対アフリカ支援への我が国に おける世論喚起	アフリカのオーナーシップ発揮に対する協力、ア フリカの貧困削減とそのための成長に対する協力、及び日 アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国に おける世論喚起を総合的に実施した結果、アフリカ諸国の オーナーシップと日本のパートナーシップに基づくアフリ カ開発が着実に前進した。	・ 強固な協力関係を継続的に維持することによ って、各種の国際的なフォーラムにおいてア フリカ諸国との広範な協力が実現可能となってい ることからも、これらの施策を実施したことは 効果的であった。 ・ №54 から№56 まで参照
54	アフリカのオ wnerシップ (自助努力) 発 揮に対する協 力	No.53 に同じ	アフリカ諸国の オーナーシップ(自 助努力) と日本のパ ートナーシップに 基づくアフリカ開	開発に関する国際社会とア フリカの間の政策対話の推進(ア フリカ開発会議 T I C A D の開 催に向けた準備、G 8 プロセスに おけるアフリカに関する行動計	開発に関する国際社会とアフリカの間の政策対話の推 進(アフリカ開発会議 T I C A D の開催に向けた準備、 G 8 プロセスにおけるアフリカに関する行動計画作成への 貢献)、南南協力の推進(アフリカにおける域内協力への 支援、アジア・アフリカ協力への支援) 及び アフリカ独	・ 「日本とアフリカとの連携 - 具体的行動 - 」 を踏まえつつ、引き続き T I C A D、G 8 の枠 組みの下で N E P A D を支援することが重要 ・ 特に、15 年 9 月末開催予定の T I C A D の成 功のため、政府内外、関係国、関係国際機関と

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
			発	画作成への貢献) 南南協力の推進(アフリカにおける域内協力への支援、アジア・アフリカ協力への支援) アフリカ独自の開発イニシアティブの慫慂(「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」の推進への協力)	自の開発イニシアティブの慫慂(「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」の推進への協力)を総合的に実施した結果、アフリカのオーナーシップ発揮に対する協力が着実に進展した。	の連携関係を一層発展させる。 ・ 南南協力についてはアフリカ域内で相対的に開発の進んだ国の知見技術リソースを活用して、我が国との三角協力を推進することを検討すること等が必要 以上の諸点を十分考慮しながら、政策を継続していく。
55	アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力	No.53 に同じ	アフリカ諸国のオーナーシップ(自助努力)と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発	経済開発分野における東京行動計画実現に向けた協力 開発の基盤となる紛争予防、良い統治の実現に向けた協力(アフリカの地域機関、準地域機関による紛争予防の取り組みの支援、国際社会によるアフリカの紛争予防への取り組みの支援)	経済開発分野における東京行動計画に向けた協力及び開発の基盤となる紛争予防、良い統治の実現に向けた協力(アフリカの地域機関、準地域機関による紛争予防の取組への支援、国際社会によるアフリカの紛争予防の取組への支援)を総合的に実施した結果、アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力が着実に進展した。	・ 5年間で900億円程度の無償資金協力」との目標達成に向けた着実な事業実施を行う。 ・ 小泉総理、川口大臣も強調している通り、我が国はアフリカにおける「平和の定着」を重視しており、TICADでも重要な議題として取り上げる。 ・ 今後は、特定国のおかれている状況と援助ニーズの分析をさらにきめ細かく行っていく。例えば、最近紛争が終結し、支援の必要の高いアンゴラについては、平成15年2月に帰還難民及び国内避難民向け食糧支援等の可能性を調査するための「平和構築ミッション」を派遣している。 以上の諸点を十分考慮しながら、政策を継続していく。
56	日アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起	No.53 に同じ	アフリカ諸国のオーナーシップ(自助努力)と日本のパートナーシップに基づくアフリカ開発	交流事業を通じた我が国世論の喚起	交流事業を通じた我が国世論の喚起を実施した結果、日・アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起が図られた。	TICAD に向け、アフリカに関する我が国世論の喚起を図るため開催する「アフリカフェスタ2003」の着実な実施(政策は継続)
57	対中南米外交	我が国が展開する対中南米外交政策における政策目的と政策手段を整理し、必要性、有効性、効率性の観点から参照しつつ、それら目的と手段からなる政策の体系の適切性、妥当性を評価する。この評価によって、外交政策の立案・決定、実施過程の透明性を高め、また、我が国国民に対する外務省の説明責任を	中南米地域との友好協力関係の維持・発展を図る。	経済関係強化の取組(含地域経済統合への対応) 政治・経済分野などでの対話・協力の促進(二国間問題、国際問題等) 中南米地域の中長期的安定への協力 官・民による人的交流の拡充、情報伝達の拡大(含マス・メディア)	中南米地域との経済関係強化の取組、政治・経済分野での対話・協力の促進、中長期的安定への協力及び官民による人的交流の拡充等により、幅広い分野での日・中南米関係の進展に努めた。	・ 各施策を実施した結果、それぞれの施策は有効であり、総合的にみて、同地域との友好協力関係の維持・発展がはかられた。 ・ №58 から№61 まで参照

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		果たす。				
58	経済関係強化の取組(含:地域経済統合への対応)	No.57 に同じ	中南米地域との友好協力関係の維持・発展	政府間協議〔日・メルコスール高級事務レベル協議、日・墨共同研究会(産・官・学)〕 民間セクター支援 (民間二国間経済委員会への協力、中南米資源フォーラム開催)	中南米地域諸国及びメルコスール等の地域経済統合体との経済協議を実施し、メキシコと経済連携協定の締結交渉を開始した結果、同地域諸国及び地域経済統合体等との相互理解が増進されるとともに経済関係が強化された。	- 日・メキシコ二国間経済連携強化のための協定:平成14年11月より本交渉を開始し、できる限り早期(開始後1年程度を目標)に交渉を実質的に終了させる予定 - カリブ展日・カリコム間の経済交流促進のため、国際食品・飲料展等の機会を利用して今後ともカリコム諸国の産品を我が国関係者に紹介する事業を支援していく必要がある。今後、両者の貿易関係者が、我が国専門家の調査報告をもとに、経済交流促進のための施策について議論を行う場を設けることを検討していく必要がある。
59	政治・経済分野などでの対話・協力の促進(二国間問題、国際問題等)	No.57 に同じ	中南米地域との友好協力関係の維持・発展	二国間政策協議(ブラジル、アルゼンチン、チリ、キューバ) 多国間協議(東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム、日・中米フォーラム、日・カリブ協議)	ブラジルやアルゼンチン、チリ等中南米地域諸国及びアンデス共同体、カリブ共同体及び中米統合機構等同地域の地域機構との政策協議を実施した結果、同地域諸国との友好協力関係の維持・発展が図られた。	日・カリブ協議:今後はグローバルな問題に関する協議を一層充実させ、また、地域情勢を議題に加えることも検討する。
60	中南米地域の中長期的安定への協力	No.57 に同じ	中南米地域との友好協力関係の維持・発展	民主化努力への協力(選挙監視団派遣) 開発努力への協力(インフラの充実など) 社会問題への対応への協力(貧困、教育、麻薬、治安、環境分野)	中南米地域諸国及び同地域の地域機構に対し、民主化(ハイチでの草の根無償資金協力等)、開発(インフラの充実等)、社会問題(貧困、教育、麻薬等)への協力を行った結果、同地域の中長期的安定のための協力関係の維持発展が図られた。	- ハイチの民主化定着支援 ハイチにおいては、平成15年、総選挙が実施される可能性があり、我が国の「ハイチへの民主化支援」が同国の民主化定着にどのように貢献するのか、今後とも注視していく必要がある。 - インフラ分野での協力 これまで人口10万人程度の小島嶼国に対する水産無償資金協力を相当程度実施しており、今後は、効率性の観点から水産無償資金協力のあり方について調査すると共に、技術協力を中心とした水産協力を軸足を移していくことを検討する必要がある。 - 社会問題 地理的に広範囲にわたるカリコム諸国の社会問題に対する協力においては、特にHIV/AIDS問題について、我が国の協力だけでは協力できない。今後、他のドナー国・機関との調整をより緊密に行うことが必要
61	官・民による人的交流の拡充、情報伝達の拡大(マス・メディアを含む)	No.57 に同じ	中南米地域との友好協力関係の維持・発展	招へい(オピニオンリーダー、高級実務者、中堅指導者、青年招へい、日系人招へい等) 文化交流事業 在外公館より邦人プレス特派員への定期的な情報提供	中南米地域諸国との間で招へい事業(日系人招へい、中米中小企業育成セミナー等)、文化交流事業(カリブ音楽フェア)等を行った。	各施策を実施した結果、中南米地域との産官学による人的交流の拡充、相互理解の増進及び情報伝達の拡大が図られた。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
62	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策 (A・Bシート)	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	国際テロの防止・根絶による我が国及び国際社会全体の平和及び安全の確保	テロ防止関連条約の締結推進及び履行確保並びに国連安保理決議 1373 の履行確保のための外交的働きかけ テロリスト等に対する資産凍結等の実施 G 8 等主要国間協力に関する取り組みの強化 二国間及び地域間協力を通じた他国のテロ対策強化への働きかけ、支援 テロ対策特別措置法に基づく協力 外務省内の体制強化	テロ防止関連条約の締結促進及び履行確保並びに国連安保理決議 1373 の履行確保のための外交的働きかけ、テロリスト等に対する資産凍結の実施、G 8 等主要国間協力に関する取組の強化、二国間及び地域間協力を通じた他国のテロ対策強化への働きかけや支援、テロ対策特別措置法に基づく協力、外務省内の体制強化を通じ国際テロの防止に向けた国際社会の取組の強化に貢献した。	国際的なテロの防止と根絶のためには、国際社会が一致結束してあらゆる分野において息の長い取り組みを継続することが不可欠であり、日本としても、今後ともテロの防止と根絶に向けた国際的な協力の強化に積極的に貢献するための体制をより一層整備していく必要がある。また、特に途上国のテロ対処能力を向上させていくことが重要であり、各国による支援内容が重複しないよう留意しつつ、我が国としてテロ対処能力向上のための支援に今後とも取組んでいく必要がある。
63	紛争への包括的取組	紛争への包括的取組施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	紛争への包括的取組を推進する。	紛争予防への貢献 国際平和協力の一層の促進	紛争予防における国際的取組に対する貢献及び我が国市民社会（NGO等）の活動支援を通じて、また、国際社会の平和と安全を求める努力への協力を通じて、我が国の紛争への包括的取組に前進が見られた。	No64 及びNo65 参照
64	紛争予防への貢献	No.63 に同じ	紛争予防への国際的取組に対する貢献及び我が国市民社会（NGO等）の紛争予防活動への支援活動	G 8 における紛争予防に関する議論への積極的参加 国連における紛争予防に関する議論への積極的参加 紛争予防分野での二国間協力の推進 我が国市民社会（NGO等）の紛争予防活動への支援の推進	G 8、国連における紛争予防に関する議論に積極的に参加することにより、紛争予防についての国際社会の注意喚起・啓蒙に貢献してきている。また、我が国市民社会（NGO等）の紛争予防活動の支援により、民間のイニシアティブによる紛争予防研究及び紛争予防活動が推進されてきている。	シエラレオネ等において開始した日・英協力を、今後いかなる地域で有効に展開できるか検討中である。
65	国際平和協力の一層の促進	No.63 に同じ	国際社会の平和と安全を求める努力の効果的実施を図ること。	現在参加中の協力の円滑な実施 協力の拡大・迅速化のための施策の検討 国内法制度の充実 国際的な議論への参加	現在参加中の国連PKO等の国際平和協力業務の円滑な実施及び協力の拡大・迅速化のための措置を講ずるとともに、PKO特別委員会やセミナーの開催など国際的な議論に積極的に参加してきている。またPKOの現場と共に国際場裡でも要員の安全の確保、強化に取組んでいる。さらにPKO政策への内外の理解の増進についても広報資料の	PKO改革に向けての一助とした。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
				過去の教訓を得るためのセミナー開催 要員安全への取組 P K O 政策等への内外の理解の増進	作成等により成果を上げている。	
66	軍備管理・軍縮・不拡散	軍備管理・軍縮・不拡散に関する施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	軍備管理・軍縮・不拡散を実現する。	核軍縮を含む大量兵器の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化 地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化 大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	イラク、北朝鮮の大量破壊兵器問題の解決に向けた国際社会の取組に積極的に貢献し、また、核軍縮を含む大量破壊兵器の禁止や規制、核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化、地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化、大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化に努力した結果、軍備管理・軍縮・不拡散に向けた国際的な取組に貢献した。	- 軍備管理・軍縮・不拡散体制実現のためにこれらの施策を実施したことは効果的であった。 - No67 からNo69 まで参照
67	核軍縮を含む大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化	No.66 に同じ	我が国及びその周辺地域や国際社会全体の平和と安全の確保	1 核兵器不拡散条約、包括的核実験禁止条約の署名・批准国増加と核実験モラトリアム継続のための働きかけ 2 核軍縮決議案の国連総会への提出 3 旧ソ連諸国の非核化支援 4 生物兵器禁止条約及び化学兵器禁止条約の普遍化・強化 5 国際原子力機関の保障措置の強化・効率化	核軍縮決議案の国連総会への提出、核兵器不拡散条約(N P T)、包括的核実験禁止条約(C T B T)の署名・批准国の増加及び核実験モラトリアム継続へ向けた様々な働きかけ、旧ソ連諸国における非核化協力の推進、生物兵器禁止条約(B W C)・化学兵器禁止条約(C W C)強化のための各国との調整。国際会議への資金的貢献、「国際原子力機関(I A E A)保障措置強化のための国際会議」の開催等を実施した結果、大量破壊兵器の禁止や規制ならびに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化に貢献した。	—
68	地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化	No.66 に同じ	紛争後の国・地域の復興開発、平和構築に貢献し、その地域や国際社会全体の安定の確保	地雷除去等への協力及び地雷による犠牲者に対する支援 オタワ条約の締結働きかけ 小型武器非合法取引防止に向けた措置への国際協力と支援 小型武器回収プロジェクトの実施	地雷除去や地雷による被害者を支援するための国連機関等への資金の拠出、対人地雷条約(オタワ条約)への締結働きかけ、「小型武器セミナー」の開催等を通じ、地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化に貢献した。	—
69	大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	No.66 に同じ	我が国の安全保障環境を向上させるとともに、アジア地域及び国際社会の平和と安定へ貢献する。	1 国際的輸出管理レジームの強化 2 弾道ミサイルの拡散防止・抑制に資する国際的な規範作りへの貢献及びそれへの参加国を増やすための努力	大量破壊兵器及びその運搬手段の関連物資・技術にかかる国際的輸出レジームや、通常兵器及び関連物資・技術にかかる国際的輸出管理レジームにおける不拡散体制強化の取組、アジア太平洋諸国を対象とした不拡散・輸出管理セミナー等の開催、「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための行動規範(I C O C)」策定への積極的参加等を行い、大	- 我が国は、アジア諸国の不拡散に対する取組み強化を重視し、今後とも特に同地域を対象に I C O C への参加等、不拡散に対するコミットメントを一層強めるよう、様々な場を利用して積極的に働きかけを継続する必要がある。 - 一部アジア諸国において見られた輸出管理法

No	テーマ名		評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
					3 アジア太平洋諸国・地域、特に A S E A N 諸国を対象とする二国間の働きかけやミサイル不拡散、輸出管理セミナー等の開催	量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制強化に貢献した。	整備の動きが、今後、より多くのアジア諸国において実現するようアジア輸出管理セミナーを通じ、アジア各国に働きかけていく。 ・平成 15 年は、W A の機能見直し年であり、我が国として武器および汎用品分野の双方における W A 機能強化を主張していく。
70	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力		原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力を実現する。	原子力平和利用のための国際協力推進 原子力安全、研究開発等にかかわる国際協力の推進 外交と科学技術の連携	原子力平和利用のための国際協力の推進、原子力安全・研究開発等にかかわる国際協力の推進、外交と科学技術の連携を通じ、原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力を大きく貢献した。	・原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力の実現にとって、効果的であった。 ・№71 から№73 まで参照
71	原子力平和利用のための国際協力推進		No.70 に同じ	我が国のエネルギー安定供給を確保する上での、原子力の平和利用分野での二国間及び多国間協力の推進及び不拡散体制の強化。地域的枠組みによる原子力科学技術の研究・開発協力を通じた原子力平和利用の促進	二国間原子力協定に基づく協力の推進 原子力協定に基づく二国間原子力協議の実施・促進 欧州原子力共同体との原子力協定締結に向けた作業の促進 国際原子力機関 (I A E A) ・アジア原子力地域協力協定への積極的関与及び貢献	二国間原子力協定に基づく協力の促進、二国間原子力協議の実施・促進、欧州原子力共同体 (E U R A T O M) との原子力協定締結に向けた作業の促進、 I A E A ・アジア原子力地域協力協定への積極的関与及び貢献を行ったことにより、原子力平和利用のための国際協力を推進した。	(1) 二国間原子力協定に基づく協力の推進 引き続き、二国間原子力協定に基づく原子力資機材の円滑な移転を実施できる枠組みを確保する。 (2) 原子力協定に基づく二国間原子力協議の実施・促進 ・長らく原子力協議を実施していない国との間の協議を早急に復活させること。 ・原子力協議における議論・合意を適切かつ迅速にフォローアップすること。 (3) E U R A T O M との原子力協定締結に向けた作業の促進 できるだけ早い署名及び締結に向け努力する。
72	原子力安全、研究開発等に関わる国際協力の推進		No.70 に同じ	高い水準の原子力の安全を世界に確保・維持するための国際的な体制の強化	原子力安全条約の履行及び放射性廃棄物等安全条約の早期締結 原子力安全条約及び放射性廃棄物等安全条約の国際的な締結・履行促進に向けた積極的な関与と貢献	原子力安全条約の履行及び放射性廃棄物等安全条約の早期締結、原子力安全条約及び放射性廃棄物安全条約の国際的な締結・履行促進に向けた積極的な関与と貢献を我が国が積極的に取組んだ結果、原子力の安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化に貢献した。	放射性廃棄物等安全条約については、平成 15 年 11 月の第 1 回締約国会合に出席すべく早期締結を目指す。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
73	外交と科学技術の連携	No.70 に同じ	科学技術に関する各国との共同作業ないし交流促進・強化 軍縮・不拡散等の外交目的の達成	多国間協力〔ＩＳＴＣ、国際宇宙基地協力（ＩＳＳ）国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）〕の実施 二国間協力（米、英、仏等との科学技術協力に基づく二国間協議等）の実施	多国間協力〔国際科学技術センター（ＩＳＴＣ）国際宇宙基地協力（ＩＳＳ）国際熱核融合実験炉（ＩＴＥＲ）〕、及び二国間協力（米、英、仏等との科学技術協力に基づく二国間協議等）を実施した結果、外交と科学技術の連携に寄与した。	・ 多国間協力（ＩＳＴＣ）については、民間企業が参加するパートナーシップ・プログラムへの日本からの参加を奨励することでさらに活発化していく。 ・ 国際熱核融合炉（ＩＴＥＲ）については、実験炉の建設地の誘致活動にさらに力を入れる。日本は世界の核融合学会において主要な役割を果たしており、今後もこの計画において積極的な役割を果たしていけるよう外務省としても取り組みんでいく。 ・ 国際宇宙基地協力（ＩＳＳ）については、スペースシャトルの事故等、事情の変化による計画の変更についての影響が最小のものとなるよう、引き続き参加国間で協議を行い、円滑な協力を深化させていく。 ・ 二国間科学技術協力については科学技術協力協定下の政府間会合の活性化及び会合結果の着実なフォローアップに努める。 ・ ＥＵ等との新規科学技術協力協定の締結に向けた交渉を継続する。
74	国際経済	国際経済に対応するために設定された重点施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	我が国の経済面での国益の保護・増進に努める。	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画 重層的な経済関係の強化・有効活用 マネー・ロンダリング、テロ資金対策ＩＴ等の国際経済の新たな問題への効果的対応 捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食料問題、海洋問題等の国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応	ＷＴＯ新ラウンド交渉において、Ｇ８やＯＥＣＤを通じた先進国との協調、貿易関連キャパシティ・ビルディングの実施や一般特惠関税制度の改善を通じた途上国との関係強化を通じ、グローバルな国際経済の枠組みの方向付けに貢献した。また、日・ＥＵ行動計画の実施・発展、ＡＰＥＣやアジア欧州会合（ＡＳＥＭ）への参画、経済連携協定への対応、日本企業支援等を通じ、地域経済協力の枠組みの方向付けに寄与した。さらに、国際経済の新たな諸課題及び伝統的な諸課題についても、関連する国際機関や地域機関への参画や二国間での働きかけ等を通じ、我が国の利益の保護・増進に貢献することができた。	No75 からNo78 まで参照
75	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	No.74 に同じ	ＷＴＯを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化	主要国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画他 ＷＴＯ新ラウンド交渉への参画、新規加盟交渉の促進、途上国の貿易関連人材育成、貿易環境の改善、紛争処理手続きの適切な運用等 ＯＥＣＤの活動への積極的関	主要国首脳会議の準備プロセスへの積極的参画、ＷＴＯ新ラウンド交渉への参画、新規加盟交渉の促進、途上国の貿易関連人材育成、貿易環境の改善、紛争処理手続きの適切な運用、ＯＥＣＤ活動への積極的関与及び我が国への還元、ＯＥＣＤ非加盟国活動の支援・促進、一般特惠関税制度の改善、途上国の人材育成支援、国連貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）における我が国の途上国支援の効果的アピール、等を通じ、グローバルな枠組みにおける国際経	・ Ｇ８首脳会合及びその準備過程における我が国の影響力を増進すべく、議長国との緊密な連携の下、引き続き積極的に政策を提言し、かつ、協調行動の率先に努める。 ・ 今後、ＷＴＯ体制を中心とする多角的貿易体制の推進、及び、同体制の中での我が国の利益増進・保全のため、交渉のキー・プレイヤーとしてラウンド交渉を主導し、期限通りの交渉受

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
				与、O E C Dの活動の我が国への還元、O E C D非加盟国活動の支援・促進 一般特惠税制度の改善、途上国の人材育成支援、国連貿易開発会議(U N C T A D)における我が国の途上国支援の効果的アピール	済の基本的方向付けへ積極的に参画した。ただしW T O新ラウンド交渉に関しては、分野によって交渉の進ちょく状況にばらつきがあり、全体的に当初予期された交渉の進展はない。	結に向けた最大限の努力傾注が必要。 ・ O E C Dをより効率的・効果的な組織とすべく、主要国と協力しつつ、O E C Dの改革の議論を推進する必要がある。
76	重層的な経済関係の強化・有効活用	No.74 に同じ	欧州連合を始めとする欧州諸国との経済関係の一層の緊密化。アジア太平洋経済協力やアジア欧州会合等を通じた我が国にとって好ましい方向に向けたアジア太平洋地域における協力及びアジア欧州間における協力の推進。グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域経済協力の枠組みの強化	日・E U行動計画の実施・発展、日・E U規制改革対話の促進 日本企業支援の強化、在外公館企業支援窓口の活用 欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進 貿易円滑化、経済・技術協力等を通じたA P E Cプロセスの活性化 A S E Mの特性を踏まえた対応、A S E M調整国としての両地域間の関係強化促進、セミナーの日本開催を含む個別イニシアティブ等への適切な対応 シンガポールとの経済連携協定の早期発効に向けた作業の推進 地域貿易協定等への対応につき省内外(アジア大洋州局)との緊密な意見交換	日・E U行動計画の実施・発展、日・E U規制改革対話の促進、日本企業支援の強化、在外公館企業支援窓口の活用、欧州各国との二国間経済関係の強化及び協力案件の推進、貿易円滑化、経済・技術協力等を通じたA P E Cプロセスの活性化、A S E M(アジア欧州会合)調整国としての両地域間の関係強化促進、セミナー開催を含む個別イニシアティブ等への対応、シンガポールとの経済連携協定の早期発効に向けた作業の推進、地域貿易協定等につき省内外(アジア大洋州局)との緊密な意見交換等を通じ、欧州諸国及びアジア太平洋地域における協力を推進して重層的な経済関係を強化するとともに、これを有効に活用してきた。	・ 日・E U 経済関係の強化を図る上では、(a) 首脳協議、閣僚協議、ハイレベル協議、規制改革対話等各レベルにおける日・E U間の協議の開催、(b) 日・E U間の二国間協定の締結および運用、(c) 各種レベルでの日・E U間での人的交流の推進等を通じて日・E U間の双方向の貿易・投資関係の拡大に努めていくことが必要である。特に、欧州における日系企業のビジネス環境改善を通じた欧州進出日本企業支援、あるいは、欧州諸国の成功例を参考にしつつ対内投資促進の措置の検討、実現のため一層努力していくことが必要である。 ・ 日本企業支援の強化に向け、引き続き在外公館の意識の向上を図る。 ・ アジア欧州会合(A S E M)については第5回首脳会合及びそれまでの各種閣僚級会合において、調整国として円滑な活動を目指すと共にアジア側の指導的役割を果たす。 ・ 地域貿易協定等に関しては、国内生産の競争力が必ずしも高くなく自由化の影響が大きい品目の扱いや、人の移動といった分野についての国民的政策討議が不可欠であり、今後も省内外との緊密な意見交換を続け、国民的な政策討議を一層喚起しつつ、政府の政策的検討や作業を一層進展させていく必要がある。
77	国際経済の新たな課題への効果的対応	No.74 に同じ	マネー・ロンダリング(資金洗浄)、テロ資金対策、I Tなど新たな課題についても積極的に関与し、貢献する。	マネー・ロンダリング(資金洗浄)対策のための国内体制整備の促進、他国によるマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策を促進 国際民間航空の発達のために国際民間航空機関(I C A O)が行う諸活動・運営(特に航空保安強化)に参画し、我が国の立場が反映されるための努力	資金洗浄に関しては、金融活動作業部会(F A T F)において特にアジア・太平洋地域の資金洗浄対策に中心的な役割を果たし、国内及び他国の体制整備を促進した、国際民間航空の発達のためにI C A Oが行う諸活動・運営(特に航空保安強化)に参画し、我が国の立場が反映されるための努力を行ったことにより、航空保安行動計画が採択・実施された、「デジタル・オポチュニティー作業部会(ドット・フォース)」への積極的な参画等を通じ、デジタル・ディバイドの解消がG 8サミットにおいて取り上げられた等、国際経済の新たな諸課題へ効果的に対応してき	・ 依然として資金洗浄対策に非協力的な国・地域として10か国・地域がリスト(アジア・太平洋地域は、5か国・地域)に挙げられており、今後とも国・地域に速やかに資金洗浄対策を行うように促していく必要がある。また、テロ資金対策については、F A T Fメンバー内での特別勧告履行にとどまらず、F A T Fメンバー以外の国・地域も特別勧告を履行するよう他のF A T Fメンバーと連携しつつ働きかけていく必要がある。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
				「デジタル・オポチュニティー作業部会(ドット・フォース)」における積極的参画	た。	・ I C A O では、平成 16 年 3 月に開催予定の出入国簡易化部会にむけて、出入国管理に関する I C A O の国際標準の改正につき検討が行われており、次回国際標準の改正に我が国の意見が適切に反映されるよう努めていく。また、航空保安監査が円滑に実施されるよう I C A O の活動に協力していく。
78	国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応	No. 74 に同じ	捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等の国際経済の伝統的な諸課題につき、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保する。	国際漁業機関への積極的参加、捕鯨問題への取組、便宜置籍船対策、ミナミマグロ問題への取組 海賊の抑止と防止を目的とする枠組み作り、海洋環境の保全に関する国際協調に向けての積極的参画、海洋の科学的調査等を含む海洋の平和的利用促進 A S E A N + 3、A P E C 等を通じたアジア・中南米諸国とのエネルギー協力強化他、I E A (国際エネルギー機関) G 8 等を通じた先進国間のエネルギー分野における協調強化他、生産国と消費国対話の強化及び中東諸国等との良好な関係の維持・強化 違法伐採問題を含む持続可能な熱帯林経営に対する国際的取組の促進他 世界食糧サミット 5 年後会合における決議への我が国の立場の反映	国際漁業機関への積極的参加、捕鯨問題、便宜置籍船対策、ミナミマグロ問題への取組を通じ、日本の主張を維持しつつ議論の深化に貢献した、海賊問題、海洋環境保全、海洋の平和的利用促進に関し、関係者との意見交換及び協議を通じて積極的に貢献した、アジア諸国とのエネルギー協力強化、I E A (国際エネルギー機関) や G 8 等を通じた先進国間の協調強化、生産国・消費国対話の強化及び中東諸国等との良好な関係の維持・強化を実現した、持続可能な熱帯林経営に対する国際的取組を促進した、世界食糧サミット 5 年後会合における決議へ我が国立場を反映するよう積極的に働きかけた等、国際経済の伝統的な諸課題へ効果的に対応してきた。	・ 国際漁業機関への積極的参加については、各地域機関や F A O において、違法漁業対策の拡充及び確実な実施の働きかけが必要。新たな地域機関設立交渉や既存の条約の改正交渉についても、持続的利用の観点の反映が必要。捕鯨問題については、我が国の捕鯨活動の再開に向け、改訂管理制度及び持続的利用支持国の加盟促進が必要。便宜置籍船対策については、各地域漁業機関及び関係国が様々な措置を着実に実施していくことが必要。みなみまぐろ問題については、総漁獲可能量および国別割当についていまだ合意が得られておらず、今後の課題 ・ 平成 16 年から始まるであろう国連海洋法条約の改正の動きを見据え、海洋に関する様々な国際場裡の場にて我が国の主張に国際的なコンセンサスが得られるよう、特に公海利用の自由を確保すべく、関係各国に積極的に働きかけることが重要 ・ 先進国間でのエネルギー分野での政策協調を強化するため、I E A の活動に積極的に参画 ・ 我が国及びアジア地域のエネルギー安全保障の強化のため、A P E C、A S E A N + 3 等のフォーラムにおいて意見交換・政策協調を推進 ・ エネルギー生産国と消費国との対話の促進のため第 9 回国際エネルギー・フォーラムへの積極的参画
	(政府開発援助)					
79	対スリランカ援助政策	・ O D A が効果的・効率的に実施されているかを検証することで、援助の実施管理を支援する。 ・ 評価結果をフィードバックすることにより、将来の援助政策策定・実施に反映	伝統的な友好関係の促進及び地域の安定を図る。 スリランカの健全な経済・社会発展を促進する	スリランカの開発に係る調査・研究、類似の援助政策対話等を踏まえ、援助を実施 有償・無償資金協力、技術協力等を利用	スリランカの開発に係る調査・研究、類似の援助政策対話等を踏まえ、有償・無償資金協力、技術協力等を活用して援助を実施した結果、平成 7 年度から 11 年度までの間、平均 5 % の G D P 成長率、インフレ・失業率の減少傾向など、概して健全な成長に向かっていた。重点分野の動向についても、経済・社会基盤の整備・改善に関し、港湾の貨物取扱量、通信インフラの固定電話線数・移動電話線数、電力受益者数などが増加したほか、鉱工業の生産高・輸出額・付加価値、農林水産業部門の輸出額増加、保険医療分	対スリランカ援助政策は概して妥当なものであると評価されるが、援助の効果や効率性をより高めていくために、我が国の援助政策を被援助国や他ドナーに対してよりわかりやすいものにすることが望まれる。我が国の援助政策は O D A 大綱、O D A 中期政策、国別援助方針(計画)などに示されているが、方針を示すものなのか、戦略を示すものなのか、それぞれの役割を明確にすることが有益である。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		させ、ODAの質の向上に資する。 ・ 評価結果を公表することで説明責任を果たし、援助の透明性を高めるとともに国民の理解と参加を促進する。			野では病院数の増加が確認された。対スリランカ援助政策は概して妥当なものであると評価される。	
80	対タイ援助政策	No.79 に同じ	伝統的な友好関係の促進及び地域の安定を図る。 タイの健全な経済・社会発展を促進する。	タイの開発に係る調査・研究、類似の援助政策対話等を踏まえ、社会セクター、環境、地方・農村開発、経済基盤整備、地域協力支援の5分野に重点的に援助を実施 援助スキームとしては、有償・無償資金協力、技術協力等を活用	社会セクター、環境、地方・農村開発、経済基盤整備、地域協力支援の重点5分野に対して、有償・無償資金協力、技術協力等を活用して重点的に援助を実施した結果、関連する指標の推移の多くがおおむね良好な結果を示しており、これらの分野におけるタイの経済・社会発展はある程度進んだと判断される。我が国の援助は総体として有効であった。	より良くタイ側のニーズを把握するために、同国の国家開発計画改訂等を我が国としても十分フォローしていくことが挙げられる。
81	開発途上国における女性支援(WID)/ジェンダー政策	No.79 に同じ	開発途上国において均衡のとれた持続的な開発を実現していくため、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を図る。	平成7年に「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を発表し、開発援助実施にて女性の教育、健康、経済・社会活動への参加を重視 保健・教育面での女性支援や、人口家族計画への支援、女性の経済的自立を促進するための小規模金融、職業訓練、労働環境の改善等への支援を実施	平成7年に「途上国の女性支援(WID)イニシアティブ」を発表し、開発援助実施にて女性の教育、健康、経済・社会活動への参加を重視し、保険・教育面での女性支援や、人口家族計画への支援、女性の経済的自立を促進するための小規模金融、職業訓練、労働環境の改善等への支援を実施した結果、調査対象であったグアテマラ及びホンジュラスではWIDイニシアティブの重点分野の指標の推移が、おおむね良好な結果を示しており、これら分野における支援は有効であったと判断される。	協力案件を発掘し、また、実施能力を高めるために、他ドナーとより積極的に意見交換を実施し、女性の地位向上のための国家行政機構との連携を強化することが挙げられる。
82	地球規模の諸問題	地球規模の諸問題に対応するために設定された重点施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	地球規模の諸問題の解決	人間の安全保障の推進 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取り組み 国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進 人道問題への取組 地球環境問題に対する取組みの推進 地球温暖化問題への対応 国際機関における邦人職員の増強	人間の安全保障の推進、感染症、人権、難民、環境、地球温暖化問題等の地球規模の諸問題への効果的な取組、さらには、国際機関における邦人職員の増強を通じ、地球規模の諸問題の解決に向けて貢献した。	No83 からNo89 まで参照

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
83	人間の安全保障の推進	No.82 に同じ	国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に対抗していく。	人間の安全保障基金を通じて、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトを効果的・効率的に支援 シンポジウム、各種媒体を通じての「人間の安全保障」の考え方の広報	人間の安全保障基金を効果的・効率的に活用し、人間の生存、生活、尊厳に対する脅威に取り組む国際機関のプロジェクトをアジア、アフリカを中心に保健、貧困等の分野で支援したこと、及びシンポジウムの開催やパンフレットの作成・配布による人間の安全保障の考え方に関する広報を行った結果、人間の安全保障の推進に貢献した。	人間の安全保障基金のより効果的活用及び人間の安全保障の考え方のさらなる普及を通じて、我が国の外交の重要な視点である人間の安全保障についての理解を促進する。
84	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取り組み	No.82 に同じ	国際社会の感染症予防、治療等の努力を支援する。	感染症対策のためのグローバルな資金需要への対応として、平成14年1月に設立された「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」の活動等を通じ支援	「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」を財政的に支援し、理事国として政策形成に寄与することにより、これら三大感染症の被害軽減・予防に世界的規模において、大きく貢献しつつある。効果の具体的発現には、今しばらくの時間を要する。	「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」は、世界の感染症対策に寄与すべく着実に前進しているが、今後の課題としては資金基盤の拡充強化と多様化の問題がある。
85	国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進	No.82 に同じ	国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力を推進する。	中国、イラン、韓国等との二国間での人権対話の実施 人権関連分野でのセミナーの実施 国連人権関係基金への拠出を通じた各国の人権擁護・促進への協力の実施 人権関係の条約の報告書作成及びフォローアップにおけるNGOとの対話の実施	二国間での人権対話、人権関連分野でのセミナー、国連人権関係基金への拠出及び人権関係条約の報告書作成等におけるNGOとの対話を実施した結果、国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進に貢献した。	- 人権対話を継続的に実施すると共に、相手国の拡大を検討すること。 - 人権に関わる特定の問題について、国際シンポジウムを開催し、当該問題に関する対策、政策協調について議論を行うこと。 - 政府報告書の作成プロセスにおいてNGOとの対話を引き続き実施すること。 - 外務省HPの利用者のニーズにさらに応えるために、HPに掲げる情報を増加すること。
86	人道問題への取組	No.82 に同じ	難民・国内避難民等に対する人道支援	国際人道機関の要人訪日受入れ、国際会議出席を通じた政策提言・協力 国際機関と協力した現地ニーズに基づく人道支援の実施 国内の難民問題解決のための事業の実施、及び関係省庁、NGOとの連携	国際会議出席を通じた国際機関の政策決定への関与、国際人道機関の要人訪日受入れ、アフガニスタン難民・避難民支援活動など国際機関と協力した現地ニーズに基づく人道支援の実施、我が国国内の難民問題に対処するための事業の実施、及び関係省庁、NGOとの連携を通じ、難民・避難民等に対する人道支援に積極的に取り組むことができた。	- 平成15年度も国際人道機関からの要人訪日受入れを行い、かつ国際会議に積極的に出席していくことで、国際人道機関と密接に連携をとりながら、効果的な援助を実施していきたい。 - 人道的観点及び難民問題に対する国際協力の拡充の観点から、難民認定者（条約難民）に対する定住促進事業を実施する。 - 従来から実施している難民認定申請者に対する支援事業を拡充し、特に困窮および緊急の度合いが高い者に一時避難施設であるシェルターを提供する。
87	地球環境問題に対する取り組みの推進	No.82 に同じ	地球環境問題に対する国際的な取り組みを推進する。 新しい課題に対しては、国際的なルールや枠組みを構築する。	国際機関の活動への支援や条約の策定、締結、実施を通じて、地球環境問題への取組みに参画 新しい課題に対しては会議等への出席や開催を通じて我が国の考え方を発信 官民、特にNGOとの対話を実現するための体制を整備し、対話を実施	持続可能な開発に関する世界首脳会議への積極的な参加や、第3回世界水フォーラム・閣僚級国際会議の主催、関係国際機関の活動支援、各種環境関係条約の策定、締結、実施等を通じ、国際的な地球環境問題への取組の推進にイニシアティブを発揮できた。	- 我が国の厳しい財政事情の下で、効果的な支援と必要な施策を実施するためには、予算の効率的活用とNGO等を含めた官民の連携と協力の一層の推進を図ることが重要 水、違法伐採、防災等の新たな諸課題については、知見を有する我が国が国際的な取組みの枠組みやルールの構築に向けてリーダーシップを発揮することが求められている。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
88	地球温暖化問題への対応	No.82 に同じ	京都議定書の平成 14 (2002) 年発効 すべての国が一つのルールの下で行動することを目指し、米国の建設的な対応を求めるとともに、開発途上国を含めた国際的ルールを構築する。	我が国の京都議定書の平成 14 年 (2002) 年の締結 気候変動に関する日米ハイレベル協議をはじめとする日米間の協議を推進 気候変動枠組条約締結国会議や途上国との対話等 「京都イニシアティブ」等の実施を通じた途上国支援	我が国の京都議定書締結、ヨハネスブルグ・サミットや二国間会談の機会を通じて各国に対して京都議定書締結を働きかけた結果、カナダ等多くの国が締結したが、米国、ロシア等が未締結のため、京都議定書は未発効。また、日米協議の推進、気候変動枠組条約締結国会議への積極的参加や開発途上国等の参加する非公式会合の主催、「京都イニシアティブ」等の実施を通じた途上国支援等を通じて、すべての国の参加する共通のルール策定に努力したが、さらなる努力が必要。ただし、日本としては右施策を通じて地球温暖化問題に対する国際的取組の推進に貢献した。	- 京都議定書の早期発効に向けてロシア、米国をはじめとする未締結国に対して引き続き働きかけを行う。 - 地球温暖化対策の実効性確保にとって必要となるすべての国が参加する共通のルールの構築のために我が国としても積極的に関与していく方針であり、そのためには、我が国として気候変動枠組条約締結国会合と並行して率直な意見交換の場を提供する非公式会合を積極的に開催していく。 - 京都議定書上の温室効果ガス削減の数値約束を履行するために、京都メカニズムの積極的な活用を図る。 - 地球温暖化対策に取り組む開発途上国の努力を積極的に支援するため、「京都イニシアティブ」を引き続き推進する。
89	国際機関における邦人職員の増強	No.82 に同じ	国際機関における邦人の参画促進及び邦人職員数の増加	国際機関職員となる人材の育成及び発掘 国際機関職員に関する広報及び情報提供の強化	国際機関職員となる人材の育成及び発掘、国際機関職員に関する広報及び情報提供の強化を通じ、国際機関における邦人の参画促進及び邦人職員数の増加を達成することができた。	邦人職員の増強をより一層進めていくため、アソシエイト・エキスパート (AE) / (国連ジュニアプロフェッショナルオフィサー (JPO) 等の派遣をはじめとした人材の育成や発掘、応募促進・支援および邦人職員の採用・昇進のための国際機関への働きかけなどの近年の取り組みをさらに強化していく必要がある。
90	国際約束の締結・実施	国際約束の締結・実施に対応するために設定された重点施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	我が国にとって望ましい国際約束の締結及びその適切な実施、国際法規の形成への寄与等を通じた国益の確保を行う。	我が国にとって望ましい国際約束の締結 我が国が締結した国際約束の適切な実施 国際法規の形成への寄与 国際法に関する知見の蓄積 国内・国外・国際裁判への対応を通じた国益確保	平成 14 年通常国会には日・シンガポール新時代経済連携協定等 18 本の条約を提出し承認を得、また、平成 15 年度通常国会には国際組織犯罪防止条約等 9 本の条約を提出した結果、我が国にとって望ましい条約を締結する作業を推進することができた。また、日・メキシコ経済連携強化のための協定、たばこ対策枠組条約等の締結交渉に積極的に参加した結果、我が国の立場を反映しつつ、条約交渉を行うことができた。さらに国際司法裁判所における小和田恆氏 (日本国際問題研究所理事長、外務省顧問、元国連大使) の裁判官選挙等を通じ、国際法規の形成に積極的に貢献し、また、国際法戦略会議等を通じ、内外の国際法研究者と意見交換を行い、国際法に関する知見の蓄積や解釈の精緻化に寄与することができた。	No91 から No95 まで参照
91	我が国にとって望ましい国際約束の締結	No.90 に同じ	我が国にとって望ましい二国間及び多数国間の国際約束 (条約等) の締結	国際約束締結に対する国内外のニーズの把握、国際約束締結の必要性の判断、及び望ましい条約の時宜を得た締結 国際約束の案文交渉における	国内外のニーズを踏まえ、また、国際約束締結の必要性を的確に判断しつつ、平成 14 年通常国会には日・シンガポール新時代経済連携協定、テロ資金供与防止条約等 18 本の条約を提出し承認を得た。また、本年通常国会には国際組織犯罪防止条約、生物多様性条約カルタヘナ議定書等 9 本	- 多様な分野での条約の作成の需要に応えるため、人的、組織的体制を整備 - 現行の条約課及び国際協定課を専門分野別 (政治・安全保障・経済・社会) に再編成する予定 - ハイレベルの交渉官が最前線に出て国際交渉

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
				我が国の立場の反映及び国際約束の作成に向けた国際社会の議論の誘導 国際場裏における不断の情報交換・情報収集	の条約を提出した。この結果、我が国にとって望ましい条約を締結する作業を推進することができた。また、日・メキシコ経済連携強化のための協定、たばこ対策枠組条約等の締結交渉に関し、対処方針作成、関係府省との調整に際し、法的な観点から助言を行い、また、交渉に積極的に出席することを通じ、我が国の立場を反映しつつ条約交渉を行うことができた。	に参加できるよう「条約交渉官」を設置する予定 ・平成15年11月「日・ASEAN国際法秩序構築協議」開催が合意されたが、今後とも、友好国との間で、国際法秩序構築における連携の強化を図り、我が国の交渉力を組織的かつ計画的に高めていく。
92	我が国が締結した国際約束の適切な実施	No.90に同じ	我が国及び他の締約国による適切な実施の確保	国際約束の主管部局と他省庁との間で行われる協議等への法的助言 国際約束の主管部局と他の締約国との間で行われる協議等への法的な助言 国際約束の運用状況を検討するための会合開催、その実施状況の報告提出に際する法的な検討及び助言 国際約束の実施に関し、他の締約国との間で意見の相違等が生じた際の法的な検討及び助言	日・シンガポール新時代経済連携協定等の二国間条約やWTO協定等の多数国間条約の実施に関連する国内法令等と条約との関係について法的な観点から助言を行い、また、二国間の科学技術協力協定等の下で開催される日本と相手国間の政府間会合の際に、法的な問題点等について助言を行ったことにより、国際約束が適切に実施された。また、世界貿易機関の紛争解決手続において、日本の主張・立証を行うのに際し、法的な検討及び助言を行ったことにより、日本の主張・立証を補強した。	今後とも国際約束の着実な実施のため、法的な観点より適切な検討及び助言を行う。
93	国際法規の形成への寄与	No.90に同じ	国際法規の形成に積極的に貢献し、我が国の主張を反映させるべく努力する。 国際社会における法の支配を強化し、国際紛争の平和的解決を促進する。	国際裁判所及び各種の国際法に関する会議において、我が国の関係者が積極的に参加すること等を通じ、国際法の形成に寄与する。	平成14年の国際司法裁判所選挙における支持要請活動を通じ、小和田恆氏の第一位当選を実現し、また、国連国際法委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会、国連第6委員会への我が国関係者の出席等を通じ、国際法の形成に対する我が国の積極的な貢献を示すことができた。また、国際刑事裁判所に関するEU専門家との意見交換及び一般向け会合の開催や各国条約局長との協議等を通じ、各国の国際法に関する考えを聴取することで、相互の認識を深めることができた。さらに、主権免除条約草案やハーグ国際私法会議における証券決済準拠法条約の採択にあたっては、我が国の立場を主張しつつ、合意形成に積極的に寄与し、国際法規の形成に寄与した。	・主権免除条約草案の具体的な形式について、平成15年の国連第六委員会において、検討の上、決定する必要がある。 ・ICCについては、EU側との意見交換で得られた情報も踏まえ、我が国におけるICC締結に関する検討を進めていく必要がある。 ・ハーグ国際私法会議にて採択した条約案については、今後同条約の批准の可否についての国内的な検討を進めていく必要がある。
94	国際法に関する知見の蓄積	No.90に同じ	国際法解釈の一層の精緻化を進める 我が国が国際法の発展により積極的に貢献する基盤を作る	国際法に関する各種研究会の実施 大学における講義・研究者との交流 国際法上の論点に関する各種委託調査の実施	国際法戦略会議や国際法研究会といった国際法に関する各種研究会を実施し、外部・民間の知見と切磋琢磨することにより、国際法に関する知見の蓄積を促進し、条約局の専門性を高めることができた。また、有識者等も参加した国連国際商取引法委員会・私法統一国際協会(UNCITRAL・UNIDROIT)研究会における議論の成果を、平成14年はUNCITRAL調停モデル法の採択に活かすことができた。大学における講義を実施し、国際法に関する知識の普及に努めるほか、有識者と随時意見交換を行い、知見の蓄積に努めることができた。さらに、重武装した不審船に対処する際の法的側面を検討するための委託調	ICCについても、ICC規程と国内法との関係等につき、適切な形で検討を進めていく必要がある。

No	テーマ名		評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
						査を行い、その調査結果は、今後の海上テロ対策の検討にも有用な資料となる。	
95		国内・国外・国際裁判への対応を通じた国益の確保	No.90 に同じ	国内外における各種裁判において、我が国の国際法の解釈を示し、国益を確保する。	国内外の裁判における、我が国の国際法上の解釈に関する準備書面、意見書の国際法関連部分の作成	我が国に対し提起されている国内外の訴訟において、サンフランシスコ平和条約を始めとする戦後処理関連条約の解釈について、国際法に関する国側の見解をまとめる等の対応を行っている。たとえば、米国カリフォルニア州において、第二次大戦中の「強制労働」の犠牲者等が該当企業に補償を求める訴訟に関し、我が国政府は、サンフランシスコ平和条約の解釈について米国外務省に対して見解を提出し、平成 15 年 1 月、連邦控訴裁判所は、日本企業を被告とする訴訟 28 件を却下する判決を下した。このように、国内外の判決において、サンフランシスコ平和条約、二国間の平和条約について、我が国の見解を適切に主張することができた。	今後とも、訴訟の動向に応じ、我が国の見解を随時的確に主張していく必要がある。
96	広報活動		広報活動に関する重点施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	我が国の外交政策に関する国民の理解、海外における対日理解の増進及び、これによる円滑な外交政策の発展につながる内外の環境醸成を図る。	海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解増進 国内向け広報及び広聴活動 首脳外交・要人往来に関する迅速な情報発信 我が国の政策、特に外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	国内に向けての外交政策の広報、海外に向けての日本の外交政策及び一般事情の広報を積極的に実施したことにより、我が国の外交政策・一般事情に対する内外の情報の二ーズに応え、我が国の外交政策に関する国民の理解、海外における対日理解の増進を達成した。また、これにより円滑な外交政策の展開につながる内外の環境醸成が図られた。	- 各施策は、我が国の外交政策に関する国民の理解、海外における対日理解の増進及びこれによる円滑な外交政策の展開につながる内外の環境醸成を図るためには効果的であった。 №97 から №100 まで参照
97		海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解増進	No.96 に同じ	我が国の外交政策の展開を容易にする。	在外公館を通じた広報活動 人物交流事業 印刷物、映像による広報資料の作成、購入、配布 インターネットでの情報発信 対日世論調査の実施	在外公館を通じた広報活動、人物交流事業、印刷物・映像による広報資料の作成・購入・配布、インターネットでの情報発信、対日世論調査、及び特に日韓共催サッカー W 杯の広報を重点的に実施した結果、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進された。	- 外国人旅行者数の増加が国際相互理解の促進、ひいては我が国の安全保障に貢献する意義を踏まえつつ、観光誘致のための広報を積極的に実施する。 - 人物交流事業については、招へい後も被招へい者との関係を維持し広報効果を持続するよう、招へい後のフォローアップに努める。 - 広報資料については、より効果的な対外発信を行うため、予算の許す範囲内で、最新の資料をより多くの言語で作成し、これを効率的に配布する。 - H P については、ブロードバンド化に即した掲載をさらに充実させるため、動画配信を実施していく。また、在外公館 H P と本省 H P の連携強化を図る。

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
						・ 広報環境をより明確に把握するために、新たな分野の設問(例、外国人観光客増加のためのキャンペーン実施の際の参考となるような設問)を導入するなど、世論調査の見直しを行う。
98	国内における外交政策への理解の増進及び外交政策に関する国内世論動向の把握	No.96 に同じ	適時平易な情報提供による国民に対する説明責任の遂行 世論動向の把握と外交政策形成過程への反映	マルチメディアによる情報提供 定期刊行物やパンフレット等による情報提供 講演会やシンポジウム等の開催 広聴制度の整備運用 世論動向の把握	国内向け広報については、マルチメディアによる情報提供、定期刊行物やパンフレットによる情報提供、講演会やシンポジウムの開催という施策を実施した結果、外交政策の理解が増進された。広聴活動については、広聴制度の整備運用、世論動向調査という施策を実施した結果、世論動向の把握と外交政策形成過程への適切な位置づけの基盤整備が行われた。	より効果的な情報発信のためには、新たな広報手段の利用、メディアとの連携等が必要である。また、国民の声を意思決定プロセスに位置づける広聴活動はまだまだ始まったばかりであり、広聴室の体制整備を含め、広聴制度の運用の方法をさらに発展させていく必要がある。
99	首脳外交・要人往来に関する迅速な情報発信	No.96 に同じ	我が国の首脳外交及び要人往来に対する国民の理解増進及び外交プロセスに対する信頼増進	首脳外交・要人往来に関する情報発信 情報発信の円滑化及び説明責任の明確化	外務省首脳、外務報道官による記者会見の実施等により、我が国が実施する首脳外交・要人往来をはじめとする外交行事の開催日程等につき迅速な情報発信ができた。また、外務報道官組織と政策担当各局部との連携強化、外務報道官のスポークスマン機能の向上、国内報道各社の関心事項の把握等により、情報発信の円滑化及び説明責任の明確化をはかった。	引き続き、国民世論及び報道側の関心、要望を踏まえ、よりの確な記者会見の実施や記事資料等の発出に努めると共に、迅速かつ正確、円滑な我が国の外交政策の情報発信に努める。
100	我が国の政策特に外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	No.96 に同じ	我が国の政策特に外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	外国メディアに対する広報(記者会見、バックグラウンド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力等)の実施 広報媒体の作成(プレス・リリース、説明用資料等) 誤解や情報不足に基づく報道についての反論投稿、編集者や執筆者に対する申入れ 報道関係者(ペン記者)招待 各国首脳同行記者への取材協力	定例英語記者会見等の外国メディアに対する広報の実施、広報媒体の作成、誤解や情報不足に基づく報道についての投稿、報道関係者招待等を実施した結果、我が国の政策特に外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の促進及び偏向外国報道の是正に効果があった。	外国プレスの関心事項の適切な把握とより効果的な情報発信
101	国際交流(による対日理解)	国際交流に関する重点施策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務	各国の対日理解を深める。	短期青年招へい事業 先進国招聘プログラム	先進国の有力者及び途上国を中心とする国の優秀な青年に対し、それぞれ対象者に応じた異なるプログラムで訪日招へい事業を行うことにより、ほぼすべての被招へい者から、日本に対する理解が深まった、あるいは、日本に対する印象が招へいされたことによって大きく変わったとの反応を得ることができ、効果的に招へい事業の有効性が確認された。	・ 今後は、招へい人数や招へい日数に限りがある中で、できる限り効果がより一層高くなるよう、対象者の選定、日程の訪問先等について経験やデータを蓄積し、プログラムの改良に努めていく必要がある。 ・ №102 及び№103 参照

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		省全体の国民への説明責任を果たす。				
102	短期青年招へい	No.101 に同じ	各国において将来各階の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進	将来指導的立場に就くべき優秀な青年を13日間前後日本に招へいし、関心に応じて国内有識者等と懇談すると共に、地方旅行、観劇等日本文化体験プログラムを経験する。	被招へい者に対して行っているアンケートにおいて、参加者はおおむね総合的な評価として最高の評価をつけ、また、事業実施後の在外公館からの報告等を総合的に判断するに、本件招へい事業が、被招へい者に対して好印象を与え、対日理解を促すものであったと評価できる。また、現地報道等による事後広報を行ったり、被招へい者の帰国後、在外公館より日本関連の情報提供を行い対日関心を持続できるよう種々工夫を行い、本件招へい事業の効果を最大限に発揮させるための努力も行われた。	・ 各国において将来各界の指導的立場に就くべき優秀な青年の対日理解増進を達成するために、引き続き、このような青年の招へいを継続する。 ・ 招へいプログラムに関し、被招へい者からのコメント等を参考に、事業ノウハウを蓄積し、今後の事業実施への活用を進める。 ・ 招へいプログラム策定に先立ち、被招へい者の要望を聴取するなど、十分な事前調整を徹底する。 ・ 招へいプログラム策定に当たり、関係各機関との連携を促進するなど、効率性の向上に一層努める。 ・ 被招へい者の帰国後のフォローアップの一層の強化に努める。
103	先進国招へい	No.101 に同じ	欧米等先進国の政策決定に影響のある者の対日理解増進	先進国の若手有力議員、学者・研究者等有力者を11日以内で日本に招へいし、先方の関心に応じて国内有識者等と懇談すると共に、地方旅行、観劇等日本文化紹介プログラムをアレンジする。	被招へい者に対して行ったアンケート調査において、すべての回答者より総合的な評価で最高の評価を得るとともに、事業実施後に在外公館より、被招へい者が、日本の幅広い側面を見聞し、訪日前はステレオタイプのイメージが強かった日本に対する見方が大きく変わった旨の感想を述べていたとの報告を多数受けたこと等から判断するに、本件招へい事業が被招へい者に対して有効に対日理解を促したと評価できる。本件事業においては、各国の政策決定に影響のある有力者のみを対象としているが、このように波及効果の高い対象者に絞り込むことにより、効果の高い事業を実施できたといえる。	・ 招へいプログラムに関し、被招へい者からのコメント等を参考に、より効果的な事業とするよう、準備過程で実施すべきこと、組むべきプログラム等につき情報や評価を蓄積し、今後の事業実施に活用する。 ・ 被招へい者に対し、事前に日本事情につき説明する機会を設けたケースは極めて有益かつ効果的であった。被招へい者は極めて多忙であることが多いが、可能な限りすべてのケースにつき、これを実施するよう努める。 ・ 全体日程については、関心政策分野についてのアポイントなどを充実させることは引き続き必要だが、日本文化や社会に触れる時間的余裕をなるべく確保するよう引き続き配慮する。 ・ 被招へい者は訪日日程を通じて同行する者の説明に影響を受ける面があり、現在、多くの場合、通訳を兼ねた同行者を外部委託している。外部委託は、これまで概して、被招へい者から非常に高い評価を受けており、予算の効率的活用の観点からも有益と考えられるが、場合によっては外務省関係者が同行することにより高い効果を得ることもあり得るので、必要に応じて外務省関係者の同行も検討する。
104	海外邦人安全対策 (A・Bシート)	海外邦人安全対策を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価	海外における邦人の事件・事故の被害を防止、又は最小	重大事件・事故に対応する体制の整備 国民に対する海外安全情報提	重大事件・事故に対応する体制整備のため、各公館の緊急事態対応体制の再点検、情報収集体制の強化、緊急事態対応用備品の配備(拠点公館)、各種研修の実施等の措置、	緊急事態対応体制のさらなる強化のため、以下の措置をとる。 ・ 危機管理・緊急事態対応体制の制度化を進め

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	限に抑える。	供の拡充	国民に対する海外安全情報提供の拡充のため、外務省海外安全ＨＰの改善、渡航情報の積極的な提供、国民・企業向けセミナー等の開催、海外進出企業向け説明会（イラク他）の実施等の措置をとった。その結果、対イラク軍事行動等様々な大規模の緊急事態に適切に対応することができ、また、種々の機会をとらえて、国民に対して広く海外安全に関する情報を提供することができた。	る。 - 公館未設置国や遠隔地で邦人を巻き込む緊急事態が発生した際に、専門家等のチームを迅速に現地に派遣・展開できる体制を検討・整備する。 - 海外安全情報の提供については、主に以下の点を改善する。 - 海外安全ＨＰの利用を増進するため、ＨＰへのリンクを増やし、各種媒体・機会を使ってＨＰを紹介するなど渡航情報の利用についてより積極的に広報する。現在行っている広報活動について各手段の有効性を改めて検証し、また情報の内容に応じて訴求対象、有効な媒体を特定し、より効果的な広報活動を行う。 - 実施可能な在外公館においては、在留届に基づき電子メール又はＦＡＸを用いた在留邦人への一斉同報システムを整備する。 - セミナーや講演会については、国際的なテロ情勢や各国治安情勢などを踏まえたニーズの高いテーマ内容を取り上げ、開催地を国内外ともに増加させる。
105	的確な情報収集及び情勢分析 (Ｂシートのみ)	時々の外交課題・国際的諸問題に対応するために設定された情報収集及び情勢分析を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	的確な情報収集及び情勢分析を行うことにより、複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応する。	国際情勢に係る情報収集の方途の整備及び活用 国内関係省庁等との協力 政策部局との情報共有・連携（分析資料等の作成及び政策部局等への提供等） 在外公館等による情報収集機能強化のための措置 分析機能強化のための措置	情報収集の方途の整備及び活用、関係省庁等との協力、政策部局との情報共有・連携、在外公館における情報収集機能強化、外部有識者の活用等を通じた分析機能強化のための措置を実施した結果、的確な情報収集及び情勢分析を行うための体制が強化された。 なお、外務省の情報収集・分析体制の抜本的強化のためには、これらの措置に加え、今後、情報収集・分析部門の人員増強、専門家の育成、研修の強化等、人的体制を強化する必要がある。	情報収集及び分析機能の強化の一層の強化のためには、外務省の情報部門である国際情報局の体制強化、とくに人的資源の強化を図る必要がある。 具体的には、次の通り。 - 人員の増強 - 情報分野の専門家の育成 - 研修の強化 - 外部有識者の一層の活用等
106	開かれた外務省のための10の改革	開かれた外務省のための10の改革を、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行い、施策効果の発現状況を明らかにする。また、	外交及び外務省に対する国民の理解と支持を取り戻すとともに、国益を増進する強靱な外交実施体制を整備	不当な圧力の排除 誤ったエリート意識の排除とお客様志向 人事制度の再構築 秘密保持の徹底 ＯＤＡの透明化・効率化	国会議員等からの不当な圧力の排除、誤ったエリート意識の排除とお客様志向の向上、人事制度の再構築、秘密保持の徹底、ＯＤＡの透明化・効率化、外務省予算の効率的使用・透明性の確保、ＮＧＯとの新しい関係、広報・広聴体制の再構築、大使館などの業務・人員の見直し、政策立案過程の透明化、危機管理体制の整備、政策構想力の強化	外務省としては、今後とも「行動計画」に基づき設置された外務大臣を長とする改革推進本部を中心に、所要所でさらなる改革の実施状況をレビューしていく。また、平成15年3月27日に発表した外務本省の組織・機構改革に関する「最終報告」を踏まえ、16年度から新体制

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
		この評価を通じて得られた課題・問題の解決に資する多様な情報の提供によって、外務省の政策構想力を高めるとともに、外務省全体の国民への説明責任を果たす。	する。	外務省予算の効率的使用・透明性の確保 N G Oとの新しい関係 広報・広聴体制の再構築 大使館などの業務・人員の見直し 政策立案過程の透明化 危機管理体制の整備 政策構想力の強化	を通じて、外務省改革が進められた。	に移行し、一層能動的かつ戦略的な外交を展開していく。 №107 から№118 まで参照
107	不当な圧力の排除(政・官の在り方)	No.106 に同じ	行政府と立法府との間に適切な緊張関係を構築する。	国会議員等との間の接触のルールや接触に当たっての組織のあり方を検討する。	国会議員等との接触にあたって、特別な対応を要する事項を「行動計画」を踏まえ3類型とするとともに、内規を改定し、省員に対し、これらの類型に該当する意見を国会議員等から受けた場合、それを文書化するよう周知し、そのような意見への対応については、川口大臣を長とする「政務本部」で取扱うとの体制を整えた。	政・官の在り方は、立法府と外務省を含めた行政府の間の全体の問題であるが、その目的は、政と官の間に適切な緊張関係を維持することにある。 今後、政務本部が如何なる形で運用されていくかは、一概には断定できないが、外務省としては、立法府との間の必要な相互協力関係を維持しつつ、適正な政と官の在り方を引き続き考えていく。
108	誤ったエリート意識の排除とお客様志向(外務省職員の意識改革)	No.106 に同じ	誤ったエリート意識を取り除き、国民全体の奉仕者としての意識を徹底するとともに、時代の流れに敏感な感覚を養う。	在外公館の活動をモニターするためのアンケートの実施 若手職員の領事業務従事や地方自治体、民間企業、N G Oでの実務体験 海外研修中の多様な機関・団体での活動体験 現行の規則・慣行が時代の要請や民間の基準に合うよう改善	「外務省員行動規範」の策定、在外公館の対応に関するアンケートの実施、若手職員の領事実務従事や各種機関での実務経験の促進、及び時代の要請や民間の基準に合わせた現行の制度・慣行の改善を通じ、外務省員が国家公務員としての意識を高めることに寄与した。	日々刻々と変化する国際環境、及びそれにより変化し得る国民の外務省への期待に呼応する職業意識を各職員に浸透させることは、直ちに成果が現れにくいという面で、継続的に取り組む必要のある中長期的な課題である。今後とも人事当局を中心とする関連部局による組織的バックアップの下で各職員が自ら必要な職業意識と使命感を培っていくよう、あらゆる機会を捉え奨励していくことが重要である。
109	人事制度の再構築	No.106 に同じ	職員の士気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すために、競争原理を積極的に取り入れる。地道な努力がきちんと評価され報われる人事を行う。	本省・在外の幹部ポストに民間等の優れた人材を積極的に起用 課・室長以上のポストに 種職員以外の職員を一層幅広く配置 種職員の大半が大使ポストについていたこれまでの人事のあり方を改め、能力と適正に基づいた配置を実施 適材適所を実現するため、必ずしも入省年次にとらわれない幹部人事を実施 ハイレベルを含む各界の幅広い分野との双方向の人事交流を進める。	本省・在外の幹部ポストへの民間等の優れた人材を積極的な起用、 課・室長以上のポストへの 種職員以外の職員の一層幅広い配置、 種職員の大半が大使ポストに就いていたこれまでの人事の在り方を改め、能力と適性に基づいた配置を実施すること、 適材適所を実現するため、必ずしも入省年次にとらわれない幹部人事を実施、 ハイレベルを含む各界の幅広い分野との双方向の人事交流等、人事制度において霞が関のモデルとなる措置を導入した。	国家公務員の人事制度のあり方については、平成13年12月に閣議決定された公務員制度改革大綱を踏まえ、現在、国家公務員法等関係法令の改正作業が進められている。今後は、公務員制度改革により導入される能力等級制度を柱とした新たな任用制度や給与制度との整合性にも留意しつつ、真に能力本位で適材適所の人事配置を実現すべく、関係法令の整備や人事運用のさらなる改善に努めていく。また、各分野・各語学の専門家育成に資する制度改革及び人事運用に努めていく。
110	秘密保持の徹底	No.106 に同じ	外交の基本である内外の信頼を回	文章管理規程等を見直す。 秘密漏洩が発生した場合の処	秘密保持体制を強化するため、外務本省内の在外公館警備と秘密保全を担当する部署を統合し、警備対策室を設置	専門家の育成と併せ、国民への説明責任を果たすため、可能な範囲の情報は、積極的に外部に提

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
			復・強化する。	分を厳格にし、人事に反映させる。	し、秘密保全のための組織的体制は整備した。また、秘密漏えい時の処分を厳格にすることについては、他の課題と合わせ現在作業中の秘密保全規則を早期に完了することで確保していく必要がある。	供する一方、職務上知り得た秘密は漏洩しないとのバランスのとれた保秘マインドを各職員に浸透させる必要がある。このような保秘意識の徹底は、使命感や職業意識と同様に一朝一夕で達成されないため、引き続き地道な努力を継続することが必要である。
111	ODA の効率化・透明化	No.106 に同じ	ODA の国民に対する説明責任を果たすと共に、より質の高いODA の実施を目指す。	外部の参加を通じODA の透明性を高めるための新たな仕組みを設ける。在外公館は、現地で活動するNGO の意見を聞いた上で、判断する。本省では、選択肢の一つとして、第三者の参加を得た委員会で援助の分野やプロジェクトの優先順位を議論し、決定することを検討する。 経済協力局幹部(評価担当)に外部の人材を起用	第三者評価の強化など評価体制の強化、「無償資金協力実施適正会議」の設置など、ODA の透明性を確保するための仕組みを設けた。また、様々なレベルにおける省庁間の連絡会議を通じODA 関係省庁間の連携を強化した。さらに、経済協力局の幹部に外部の人材を起用した。以上の取組を通じて、ODA の効率化・透明化を進めている。	これまで外務省は、ODA 大綱を軸に様々な活動を行ってきたが、策定後 10 年間に生じた国際情勢の変化を踏まえ、平成 14 年 12 月、ODA 大綱の見直しなどを発表・着手した。今後は、同大綱の見直しを含めると共に、平成 14 年 6 月に設置した「ODA 総合戦略会議」や現在までに整備した上記枠組みを通じODA 改革を着実に実施し、ODA に対する国民の理解と支持を得ていくことが重要である。
112	外務省予算の効率的使用・透明性の確保	No.106 に同じ	外交機密の保護とのバランスを確保しながら、外務省全体として限られた予算の効率的活用を確保する体制を構築する。	平成 14 年度設置の監察查察官に検事を任命 全在外公館に公認会計士等外部専門家の参加を得て査察を実施 調達全般にわたって一元化を実現	平成 14 年、監察查察官に北田検事を起用するとともに監察查察室を設置した。また、数多くの在外公館に対して、公認会計士等外部の専門家の参加を得て査察を実施。さらに調達全般にわたって一元化を実施した。以上の取組を通じて外務省予算の効率的使用、透明性の確保の体制が整備され、職員の意識も高まった。	今後は、山積する外交課題に対して、外務省予算が一層効率的かつ透明性をもって使用されるよう、以下に努める。 ・ 政策評価を予算要求や執行により適切に反映させ、重要外交課題の推進のために予算を重点的に配分することを検討する。 ・ 契約形態を不断に見直して、一般競争入札等の公平性、競争性、透明性の高い方法による調達ができないか個別に検討する。 ・ 厳正な会計手続を確保するため、研修・マニュアルの充実等により職員の意識向上を図ると共に、引き続き監察查察制度による事後チェックを着実に実施する。
113	NGO との新しい関係	No.106 に同じ	NGO との協力を通じ、多角的な外交を推進する体制を構築する。	NGO に対する助成は、透明性が確保できる客観的な基準に基づき実施 NGO との協力関係を考える懇談会を設置	透明性が確保できる客観的な基準に基づくNGO への助成を進めたほか、昨年 7 月の「ODA 改革・15 の具体策について」に基づく様々な懇談会を外務省とNGO との間で実施した。また、人事面では、NGO 担当大使を設置したほか、若手職員のNGO 実務研修への派遣も行った。以上により、外務省員のNGO に対する理解が深まった。	省内関係局課と連絡を密にし、NGO の活動の場にNGO 担当大使ができる限り出席し、その結果を省内で広く共有するなどして、NGO の活動に対する外務省の理解を深めていくことが重要である。同時に、若手職員のNGO 研修については、今回の経験を踏まえ、研修先、研修場所や研修期間を含め研修のあり方を改善しつつ、NGO に対する省員の理解を深めていくことも望まれる。
114	広報・広聴体制の再構築	No.106 に同じ	分かりやすく適時適切な情報提供を行う広報活動と、国民の声を広く聞	タウン・ミーティングを開催 広聴室を設置	平成 14 年度は、東京、大阪等全国 5 か所にて川口大臣が出席する外務省タウン・ミーティングを開催し、国民の意見を直接取り入れる試みを行った。また、広聴室を平成 15 年 1 月に設置し、約 3 か月間に 3,000 件以上の電子メール、	広報、広聴それぞれに関する体制は相当整えられたので、今後は、広聴体制を通じて外務省が得た国民の意見、提言などをしっかりと関係局課を含む省内関係者が共有し、適切なものについて

No	テーマ名	評価の目的 (ねらい)	政策等の目的	政策手段	把握された効果等 (活動結果と評価等)	評価結果 (今後の課題等)
			くための広聴活動を、それぞれ強化する。		700件以上の電話を受け付けた。これらの取組を通じて、得られた意見を政策担当部局等に伝達し、国民の声を真摯に受け止める体制が整備された。	は、政策部局で消化し、その後の政策に適切な形で位置づけていくという有機的な連携をいかに拡充・強化していくかが今後の課題であると思われる。また、大臣スピーチや外交青書についても、引き続き工夫や改善を重ね、我が国の外交政策をきちんと分かり易く説明し、国民の理解と支持を得ていく努力を継続していく必要がある。
115	大使館などの業務・人事の見直し	No.106に同じ	世界各国で活躍する我が国国民の生命・身体・権益等を確保する体制を整備する。	在外公館の設置状況等の見直し 領事業務の見直し	在外公館の設置状況等を見直すとともに、インターネットによる在留届の受付、24時間電話対応サービス実施公館の拡充など、領事業務の改善を図り、在外公館の業務を見直した。	在外公館全般に関する見直しについては、領事業務を含め在外公館に期待されている様々な役割との間のバランスを十分考慮しつつ、全世界のどの地域にどの規模の在外公館を配置することが適切なのか、また、各公館においては、どの分野にどの程度の人員をどの程度のウェイトを置いて外交活動全般を実施していくべきなのか、領事業務への需要の高まりを見ながら、引き続き検討と見直しを図っていく必要がある。
116	政策立案過程の透明化	No.106に同じ	外交政策の国民への説明責任を果たす体制を構築する。	国民にわかりやすい言葉で外交の理念や政策の目的を説明 各界からの意見を外交政策へ反映させるため、本省で外交政策評価パネルを創設。同パネルは定期的に政策をレビュー	研修等を通じた省員への情報公開事務に関する意識の向上、外交記録公開制度の一層の充実、オーラル・ヒストリー事業への着手等の取組を通じて政策立案過程の透明化を推進した。	開かれた外務省をさらに促進するため、情報公開事務の一層の迅速かつ円滑な遂行を図ること、外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会(仮称)」を早期に立ち上げることなどが必要である。
117	危機管理態勢の整備	No.106に同じ	危機管理事案発生時に備え、危機管理体制を整備するとともに、日頃から緊急事態への対応に必要な情報収集に万全を期す。	本省の危機管理体制の整備	瀋陽事件を教訓として危機管理体制のさらなる整備拡充を図るべく、大臣官房長を危機管理官に発令し、また大臣官房総務課内に危機管理調整室を設置した。国際テロ対策についても、国際テロ対策担当大使を中心に関連情報の収集・分析を行う体制も整備した。	- 今後とも種々の具体的な危機管理事案への対応の中で、現在の体制が十分その機能を果たしたかどうかにつき、絶えず検討を重ねつつ、今後の教訓を読みとり、一層の体制整備に努めることが必要と思われる。 - 先般、発表した外務省機構改革(最終報告)においても、上記の視点を踏まえ、危機管理体制強化に努めることとなっている。
118	政策構想力の強化	No.106に同じ	外部有識者やシンクタンクとも連携しながら、国民のニーズと国益に則った力強い外交戦略目標を設定する能力を備える。	総合外交政策局の機能強化 国際情報局の機能強化	総合外交政策局や国際情報局の機能強化を通じ、政策構想力を強化するための体制を拡充した。	外務省機構改革に関する「最終報告」では、総合外交政策局を筆頭局として外交政策の立案・実施過程の中核とするの方針を固めたので、平成16年度からの新体制の中では、様々な政策部局と省内唯一の情報部局である国際情報局がうまく連動し、外交政策立案に真に必要な情報を収集・分析し、これを総合外交政策局の下に集約し、外交戦略が適切に立案・実施されていくよう、努力を継続していく必要がある。 なお、本施策は、実施計画に掲げられているものではないが、一連の外務省改革を進めていく中で新たにに取り組むべき課題として取り上げた施策である。

(注) 1 「平成 14 年度外務省政策評価書」を基に当省が作成した(原則として、仮名遣い等は原文による)。

なお、「評価の目的(ねらい)」の欄は、外務省からの聞き取りにより整理した。

2 「把握された効果等(活動結果と評価等)」欄には、評価書のうち評価 A シートの「5 . 評価」欄及び評価 B シートの「5 . 活動結果と評価」欄から、また、「評価結果(今後の課題等)」欄には、評価 A シートの「5 . 評価」欄及び評価 B シートの「6 . 備考(今後の課題)」欄等からそれぞれ該当する記述を基に整理した。

表 1

総合評価の対象政策等一覧

	政策等（評価シート A）	評 価 対象数	個別の手段（評価シート B）	評 価 対象数	評 価 対象数計
国・地域別	対米外交	0 1	1 政治分野での協力の推進 2 安全保障分野での協力の推進 3 経済分野での協力の推進 - 日米経済関係の緊密化に向けた取組（含む協議） 4 その他（政治、安全保障、経済分野以外）の協力の推進 5 相互理解の増進 - 人的交流	0 5	0 0 6
	対中国外交	0 1	1 政治・安全保障分野における協力の推進 2 経済分野における協力の推進 3 その他（政治・安全保障、経済分野以外）の協力の推進 4 各種交流の推進と相互理解の促進 5 対日イメージの向上	0 5	0 0 6
	対韓国外交	0 1	1 間断なき対話と友好協力関係の増進 2 国際社会の平和と安全のための日韓協力 3 経済分野における協力の推進 4 グローバルな問題に関する協力の強化 5 過去に起因する問題への対応 6 領土問題（竹島問題）についての我が国の正当性の主張	0 6	0 0 7
	対北朝鮮政策	0 1	1 日朝国交正常化 2 日朝間の諸懸案の解決 3 人道問題への対応 4 各国との連携・調整（T C O G） 5 K E D O（朝鮮半島エネルギー開発機構）	0 5	0 0 6
	対露外交	0 1	1 平和条約締結問題への取組（条約交渉、北方領土解決に向けた環境整備） 2 経済分野における協力の推進 3 国際舞台における協力の推進 4 政治対話の積極的な実施 5 相互理解の増進（人的交流・文化交流）	0 5	0 0 6
	対 A S E A N 外交	0 1	1 日・A S E A N 間の地域協力 2 A S E A N + 3 の枠組みを通じた地域協力 3 日中韓の枠組みを通じた地域協力 4 地域国際機関を通じた地域協力	0 4	0 0 5

	政策等（評価シート A）	評 価 対象数	個別の手段（評価シート B）	評 価 対象数	評 価 対象数計
国・地域別	対 E U 外交	0 1	1 「日欧協力の10年」（平成13年から10年間）の実施 2 政治対話の着実な実施 3 各種協議・協力の推進 4 相互理解の増進（人的交流、文化交流）	0 4	0 0 5
	中東和平問題	0 1	1 中東における公正、永続的かつ包括的和平の実現に向けての我が国の取り組みを目に見える形で内外に示す 2 当事者に対する働きかけ（要人往来） 3 和平努力に対する我が国の支援姿勢の対外 P R 4 関係国との活発な協議の実施 5 対パレスチナ・周辺国経済支援の継続	0 5	0 0 6
	対アフガニスタン外交	0 1	1 緊密な協議の実施を通じた二国間関係の強化 2 和平・復興支援の実施 3 アフガニスタン周辺国を含む関係国・国際機関との緊密な協議・協力 4 相互理解の増進	0 4	0 0 5
	アフリカ開発支援	0 1	1 アフリカのオーナーシップ（自助努力）発揮に対する協力 2 アフリカの貧困削減とそのための成長に対する協力 3 日アフリカ間民間交流の強化と対アフリカ支援への我が国における世論喚起	0 3	0 0 4
	対中南米外交	0 1	1 経済関係強化の取組（含：地域経済統合への対応） 2 政治・経済分野等での対話・協力の促進（二国間問題、国際問題） 3 中南米地域の中長期的安定への協力 4 官・民による人的交流の拡充、情報伝達の拡大（マス・メディアを含む）	0 4	0 0 5
	小 計	1 1	小 計	5 0	0 6 1

	政策等（評価シート A）	評 価 対象数	個別の手段（評価シート B）	評 価 対象数	評 価 対象数計
分野別	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	1	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	0 1	0 0 1
	紛争への包括的取組	1	1 紛争予防への貢献 2 国際平和協力の一層の促進	0 2	0 0 3
	軍備管理・軍縮・不拡散	1	1 核軍縮を含む大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化 2 地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化 3 大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	0 3	0 0 4
	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	1	1 原子力平和利用のための国際協力推進 2 原子力安全、研究開発等に関わる国際協力の推進 3 外交と科学技術の連携	0 3	0 0 4
	国際経済	1	1 グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画 2 重層的な経済関係の強化・有効活用 3 国際経済の新たな諸課題への効果的対応 4 国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応	0 4	0 0 5
	—	—	〔政府開発援助（ODA）〕 1 対スリランカ政策 2 対タイ政策 3 発途上国における女性支援〔WID〕/ジェンダー政策	0 3	0 0 3
	地球規模の諸問題	1	1 人間の安全保障の推進 2 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組み 3 国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進 4 人道問題への取組 5 地球環境問題に対する取組みの推進 6 地球温暖化問題への対応 7 国際機関における邦人職員の増強	0 7	0 0 8
	国際約束の締結・実施	1	1 我が国にとって望ましい国際約束の締結 2 我が国が締結した国際約束の適切な実施 3 国際法規の形成への寄与 4 国際法に関する知見の蓄積 5 国内・国外・国際裁判への対応を通じた国益の確保	0 5	0 0 6

	政策等（評価シート A）	評 価 対象数	個別の手段（評価シート B）	評 価 対象数	評 価 対象数計
分野別	広報活動	1	1 海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解増進 2 国内における外交政策への理解の増進及び外交政策に関する国内世論動向の把握 3 首脳外交・要人往来に関する迅速な情報発信 4 我が国の政策特に外交政策に関する対外プレス発信、我が国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	0 4	0 0 5
	国際交流（による対日理解）	1	1 短期青年招へい 2 先進国招へい	0 2	0 0 3
	海外邦人安全対策	1	海外邦人安全対策	0 1	0 0 1
	—	—	的確な情報収集及び情勢分析	0 1	0 0 1
	開かれた外務省のための10の改革	1	1 不当な圧力の排除（政・官の在り方） 2 誤ったエリート意識の排除とお客様志向（外務省職員の意識改革） 3 人事制度の再構築 4 秘密保持の徹底 5 ODAの効率化・透明化 6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保 7 NGOとの新しい関係 8 広報・広聴体制の再構築 9 大使館などの業務・人員の見直し 10 政策立案過程の透明化 11 危機管理体制の整備 12 政策構想力の強化	1 2	0 1 3
	小 計	0 9	小 計	4 8	0 5 7
	計	2 0	計	9 8	1 1 8

（注）1 「平成 14 年度外務省政策評価書」を基に当省が作成した（原則として、仮名遣い等は原文による。）

2 表中の 書きは、Aシート、Bシートともに評価対象が同じであるため、評価対象数は1件として整理している。

表 2

評価書における第三者の意見等

NO.	テ ー マ	意 見 等	意 見 等 の 出 所	区 分
1	対米外交	対米関係の今後の課題について	小泉総理大臣に提出された「対外関係タスクフォース」の報告書（「21 世紀日本外交の基本戦略」平成 14 年 11 月 28 日）	報告書等の記述
		イラク問題への我が国の対応を巡る批判	平成 15 年 3 月 19 日付け朝日新聞	新聞報道記事
		我が国の安全と反映にとって日米関係を維持・強化していくことの必要性について	平成 15 年 3 月 20 日付け読売新聞	新聞報道記事
7	対中国外交	対中国外交に関する評価	立教大学の高原明生教授（中国政治研究）	有識者等から聴取
13	対韓国外交	対韓国外交に関する評価	静岡県立大学小針助教授（平成 15 年 4 月 2 日）	有識者等から聴取
20	対北朝鮮政策	対北朝鮮外交に関する評価	防衛研究所室岡第 3 研究室長（平成 15 年 4 月 2 日）	有識者等から聴取
26	対露外交	対露外交に関する調査	電話世論調査（外務省国内広報課が平成 15 年 3 月に実施）	その他
		「日露行動計画」(小泉総理訪口の際採択)に関する評価	ロシア関係の専門家	その他
			報道関係者	その他
			返還運動関係者	その他
32	対 A S E A N 外交	対 A S E A N 外交に関する評価	東京大学東洋文化研究所田中明彦教授	有識者等から聴取
37	対 E U 外交	対 E U 外交に関する意見等	慶應義塾大学法学部田中敏郎教授(日・E U 学会理事長) (平成 15 年 3 月 24 日)	有識者等から聴取
			共立女子大総合文化研究所根本長兵衛教授(文化交流 N G O の E U ・ジャパンフェスト日本委員会プログラムディレクター)(平成 15 年 3 月 24 日)	有識者等から聴取
42	中東和平問題	中東和平問題に関する意見等	防衛大学校立山良司教授	有識者等から聴取
48	対アフガニスタン外交	対アフガニスタン外交に関する意見等	「アフガニスタン『平和の定着』東京会議」に関する記事(平成 15 年 2 月 22 日付け毎日新聞及び日本経済新聞)	新聞報道記事
53	アフリカ開発支援	アフリカ開発支援に関する意見、評価等	アフリカ開発会議に関する記事(平成 13 年 12 月 9 日付け毎日新聞)	新聞報道記事
			「持続可能な開発に関する世論首脳会議」の採択文書(平成 14 年 9 月)	報告書等の記述
			イアン・ジョンソン世界銀行副総裁(平成 15 年 1 月 24 日付け朝日新聞)	新聞報道記事
57	対中南米外交	対中南米外交に関する意見等	東京大学恒川教授(中南米研究者)(平成 15 年 4 月 2 日)	有識者等から聴取

NO.	テ ー マ	意 見 等	意 見 等 の 出 所	区 分
62	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策に関する意見等	(財)公共政策調査会第一研究室板橋功室長(平成15年3月19日)	有識者等から聴取
63	紛争への包括的取組	紛争への包括的取組に関する意見、評価等	日本紛争予防センター明石康会長(平成15年3月17日) 東ティモール シャナナ・グスマン大統領(平成14年8月5日) 国際平和協力懇談会報告書(平成14年12月18日)	有識者等から聴取 相手国関係者等 報告書等の記述
66	軍備管理・軍縮・不拡散	軍備管理・軍縮・不拡散に関する意見、評価等	露外務省プレスリリース(平成15年2月14日付け) モントレイ国際研究所古川勝久主任研究員(平成15年1月8日付け朝日新聞) BWC運用検討会議再開会合(平成14年11月16日付け朝日新聞)	相手国関係者等 新聞報道記事 新聞報道記事
		弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範について 「国際原子力機関保障措置強化のための国際会議」関連報道	新聞各紙 平成14年12月10日付け読売新聞・平成14年12月11日付け読売新聞及び朝日新聞	新聞報道記事 新聞報道記事
70	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	「核融合炉開発への決意」「世界の先達を目指して取り組み」「ITER誘致への予算措置で決断を」	平成15年1月14日付け及び20日付け日刊工業新聞、平成15年2月20日付け日本経済新聞	新聞報道記事
74	国際経済	国際経済に関する意見等	有識者懇談会(平成15年4月7日)	有識者等から聴取
82	地球規模の諸問題	地球規模の諸問題に関する意見等	編集委員の問題提起記事(平成15年2月20日付け朝日新聞) 中央大学横田洋三教授(平成15年4月9日) 国際連合管理局丹羽敏之事務次長補(外交青書(14年版)コラム) 平成15年2月5日付け朝日新聞	新聞報道記事 有識者等から聴取 報告書等の記述 新聞報道記事
		アフガン復興支援会議についての社説記事 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)についての関連報道	主要紙はじめ多くのメディア	新聞報道記事
90	国際約束の締結・実施	国際約束の締結・実施に関する意見	東京大学法学部奥脇直也教授(平成15年3月19日)	有識者等から聴取
96	広報活動	広報活動に関する評価	外務省「変える会」 「日本の100冊翻訳の会」の戸谷美苗事務局長	有識者等から聴取 有識者等から聴取

NO.	テ ー マ	意 見 等	意 見 等 の 出 所	区 分
101	国際交流（による対日理解）	国際交流（による対日理解）に関する意見等	衆議院外務委員会の審議（平成 14 年 11 月 6 日） 平野健一郎東大教授等（「日本・A S E A N 国際文化交流・文化協力事業の歴史的経緯、現状、課題」（平成 11 年 3 月））	その他 報告書等の記述
104	海外邦人安全対策	海外邦人安全対策に関する意見等	日立製作所リスク対策部児島俊郎部長（平成 15 年 4 月 17 日）	有識者等から聴取
106	開かれた外務省のための 10 の改革	開かれた外務省のための 10 の改革に関する意見等	外務省「変える会」（「行動計画」を中心とした外務省改革の進ちょく状況と総括（平成 15 年 3 月 25 日公表））	有識者等から聴取

（注） 「平成 14 年度外務省政策評価書」を基に当省が作成した。